

会報 栄養日本・礎 いしづえ

公益社団法人 日本栄養士会

CONTENTS

巻頭言	1
News & Topics	3
会務報告	12
職域事業部のページ	18
都道府県栄養士会会長に聞く!!	23
編集後記	25

巻頭言

年頭所感

全国の日本栄養士会員の皆様、あけましておめでとうございます。

平成26年の年頭に当たり、新年の御挨拶を申し上げます。

さて、今年は公益社団法人日本栄養士会にとって重要な節目になると考えております。なぜなら、昨年より掲げている「栄養士・管理栄養士の将来像」の実現に向けて実質的な取り組みの大きな一歩を踏み出す年だからです。将来像では実現すべき概念的な構想として、①「栄養の指導」を必要とする全ての人々に、あらゆる「栄養の指導」の形態を駆使し、共通の職業倫理観と科学的エビデンスに基づく食と栄養の介入技術を以て人々の健康とQOLの向上のために尽くす専門職業人であること、②専門職としての質の担保を図り、栄養士と管理栄養士が協働して「栄養の指導」を行うこと、③人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与すること、の3項目を掲げました。これらの将来像の多くは、私たち自身が個人としてあるいは組織として努力し達成していかなければならない事柄と、栄養士や管理栄養士に対する社会的ニーズを的確に反映し、その期待に応えることができるようにするための諸制度や法律上の整備といった環境面で達成していかなければならない事柄があります。

年頭に当たり、これらの事柄に対し日本栄養士会としてどのように取り組んでいくのか、所感を述べたいと思います。

1. 将来像実現に向けて一人ひとりの取り組みを支える諸施策

(1) 人材育成に関わる施策

① 全ての栄養士・管理栄養士が取り組む自己研鑽の仕組みとしての生涯教育制度

私たちが栄養と食の専門職として社会の中で認められるには、専門職としての知識や技術だけでなく、エビデ

ンスに基づいた専門性の確立と自己規制基準としての職業倫理の確立が必要です。そして、それらは栄養士や管理栄養士が活動する中でその行動や態度に定着していることが求められます。そこで、人材育成の観点から生涯学習制度を大幅に見直し、栄養士・管理栄養士が保持し続けなければならないミニマムスタンダードとしての4項目を掲げ、それを実現するための「基本研修」をスタートさせます。その到達すべき4項目とは、①専門職としての職業倫理をベースにした態度や行動をとる、②栄養士や管理栄養士が行う「栄養の指導」の本質とその実践形態を理解し、説明できる、③栄養ケア・プロセス(栄養アセスメント、栄養診断、栄養介入、栄養モニタリングと評価)の基本を理解し、活用できる、④行動変容の理論と実践について習熟している、です。現在、全国共通のテキストの作成が進んでおり、職域ごとに計画される「実務研修」と合わせて「基幹教育」としてスタートさせます。また、将来的にはさらにレベルアップを目指した「拡充教育」も企画されています。

新しい制度では生涯職能開発(CPD: continuous professional development)の視点を取り入れ、自らの到達度を確かめながら計画的に研修を進めることができるように、画期的な仕組みを取り入れております。

② 特定の専門分野に優れた力量を発揮する人材の育成

現在、特定分野認定制度が特定保健指導、スポーツ栄養、TNT-D(臨床栄養療法)および訪問栄養指導の分野で実施されています。これらの特定分野で育成された人材の中から、特に高度な専門的力量を備えた人材の確保も必要となると考えられます。またこれら以外の多くの分野でもそういうニーズが高まるものと予測されることから、専門分野での人材育成の強化に取り組んでいくこととしております。今年は、厚生労働省の支援も受けて「がん」分野の専門的な力量を持った人材の発掘と人材養成を進めていきます。

(2) 地域における栄養ケア・ステーション拠点の整備

我が国の保健・医療・福祉制度は大きな転換点に立っています。昨年、開催された社会保障国民会議の報告書(概要)では、医療改革の方向性において急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入し、早期の家庭復帰・社会復帰を実現するとともに、受け皿となる地域の病床や在宅医療・介護を充実させ、川上から川下までの提供者間のネットワーク化は必要不可欠であること、医療・介護のあり方を地域ごとに考えていく「ご当地医療」が必要であること、QOLを高め、社会の支え手を増やす観点から、健康の維持増進・疾病の予防に取り組むべきことなどが記載されています。これらは、まさに保健・医療・介護の方向性が地域や在宅に向いていることを物語っていると同時に、予防の重要性が指摘されており、私たちはこれらの方向性を見据えつつ、国民の皆様にとって頼りがいのある身近な栄養と食の専門職としての活動を展開する必要があります。そのためには、日本栄養士会と都道府県栄養士会が設置している栄養ケア・ステーションを点から面へと広げていくことが肝要ですし、特に運営主体が栄養士会ではない認定型の栄養ケア・ステーションがそのカギを握るものと考えています。また、医師会、薬剤師会など関係団体との連携も欠かせないところです。

栄養ケア・ステーションが面として全国に広がることにより、地域や在宅における「栄養の指導」が活性化し、地域の皆様にとって身近な存在の栄養士・管理栄養士が増え、人々の健康寿命の延伸、QOLの向上への貢献度が増すものと考えます。今年は会員の皆様の活動に資するような多くのモデルケースを収集し、お示ししたいと考えております。

2. 諸制度や法律の整備に関わる取り組み

① 栄養士法の研究と理論構築に向けた取り組み

私たち栄養士・管理栄養士は栄養士法により規定されており、そのキーワードは「栄養の指導」です。日本栄養士会では、「栄養の指導」を「個人や集団に対して栄養や食に関する専門的知識や技術を用いて、エネルギーや栄養素の摂取量、生体機能に影響を及ぼす食品成分の摂取、食事のタイミングや食事回数などの食べ方、あるいは栄養補給法などを調節し、対象者の栄養代謝や身体機能の調節過程に介入し制御すること」と定義しました。この定義から栄養士・管理栄養士の専門性やその重要性を考えると、私たちは栄養士法をしっかりと理解し、この法律の求めるものを見つめ直す必要があります。

そして、栄養士法改正に関わる議論を深めるには、それが栄養士・管理栄養士のためではなく、真に国民の皆様に貢献できる栄養士法でなければならないと考えます。この法律を正確に理解し、分析し、あるべき姿を現実の法律論として体系付ける必要があります。単に「思い」や「感情・熱情」に左右されることなく、真摯な研究と理論構築を行うべきであります。そのため、日本栄養士会として「将来像」の実現に向けて、栄養士法のあるべき姿を客観的に分析、研究できる体制づくりを進めてまいります。

② 社会に向けた広報活動の充実

現在、日本栄養士会が社会に向けたメッセージを発することができる媒体は日本栄養士会雑誌とホームページです。これらの媒体は基本的な広報媒体として重要な役割を持っていることは言うまでもありません。しかしながら、これらが真に有効な媒体として十分な機能を果たしているかどうかについては、検討する必要があります。会員の皆様はこれらの媒体をどのように活用されていますか。非常に重要な情報が掲載されていることは言うまでもありませんが、その体裁、タイミング(スピード感)、アピール度などもまだまだ改善の余地があると思います。また、一般の国民の皆様や企業・大学などの皆様、栄養士・管理栄養士を目指す学生や受験生の皆様など、多様な方々に十分に読み応えのある紙面づくりやwebデザインの検討が必要だと思われます。さらに栄養や食にまつわる社会での出来事や国や地方の栄養関連行政などに関しては、専門職団体として常に一定の見解を表明し、必要に応じて行動する責任があります。これらの活動についても、これまで以上に力を入れていく所存です。さらに、これらの活動は将来像を実現するうえでも、国民の皆様の栄養士・管理栄養士への理解を深めていただくことに繋がるものと考えています。

おわりに

公益社団法人日本栄養士会の活動の方向性について、年頭所感として紹介させていただきました。今年は、将来に向けた大きな一歩を踏み出す大事な年であります。会員の皆様のご理解とご支援・ご協力のほどを心からお願い申し上げます。

最後に、皆様のますますのご健勝とご活躍を心から祈り申し上げます。

(公社) 日本栄養士会

会長 小松 龍史

新しい生涯教育制度について

I はじめに

日本栄養士会で進める生涯教育は、「栄養の指導に関する専門性を有する人材の育成と認定」、「継続した能力向上のための研修」、「より高度な専門職業人の育成」を目標としています。

そこで平成26年度よりスタートする生涯教育制度のポイントは、生涯職能開発(CPD: continuing professional development)の考え方を取り入れ、自らの意思で必要となる知識を修得し、日々研鑽を重ねて身に付け、管理栄養士・栄養士としての知識・技術の向上を図ることを考えています。

表1にICD参加国における栄養士の研修システムを示しました。4年間でいずれの形態の研修制度も増加していますが、CPDは56%の国で取り入れられています。

	2008年	2012年
継続教育(CE)	15%	36%
Continuing Professional Development (CPD)	38%	56%
自己評価	27%	44%

表1. ICD2012参加国における資格を維持するための研修制度4年間の変化

1. 日本栄養士会が取り組む新しい生涯教育の考え方

日本栄養士会では、従来から行ってきた生涯学習(CE: continuing education)から、キャリアを支援できる生涯教育制度とするために、生涯職能開発(CPD: continuous professional development)への移行を検討しました。

研修の目的は、「単位」や「認定」の取得にあるのではなく、管理栄養士・栄養士として国民のために役立てる能力を身に付けることです。そこで、生涯教育では、自己評価を行い、到達目標を決定して研修計画を作成し(P)、実践して(D)、評価(C)、改善・見直し(A)を繰り返すことによりスキルの向上を目指しますが、一定のレベルに達したことを認める認定制度を取り入れました。このPDCAサイクルで研鑽を積み、「知識・技術・倫理の面で信頼できる専門職」とあるとの社会的評価を得ることができるようになりたいと考えています。

2. 基幹教育と拡充教育(図1)

生涯教育は、大きく基幹教育と拡充教育に分けました。

基幹教育は、専門知識・技術の修得と実践力を付け、対象者の状況に関わらず適切な「栄養の指導」ができる栄養学分野に関するジェネラリストの育成を目指します。

拡充教育は、専門分野の特定種類業務における管理栄養士・栄養士の専門的知識・技術、学術(教育・研究

スキル)を向上させるものとして位置付けています。

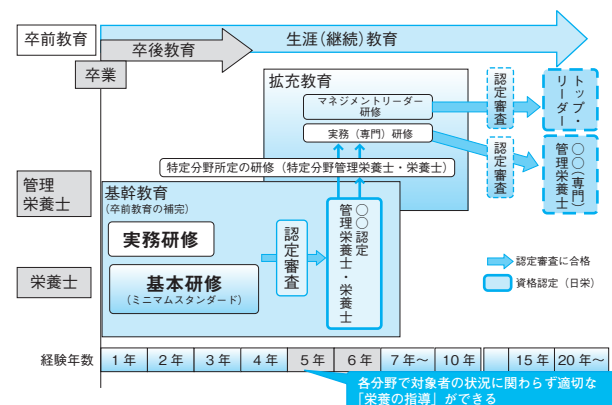


図1. 生涯教育のイメージ(基幹教育と拡充教育)

II 基幹教育の概要と認定制度

基幹教育では、PDCAサイクルにより自己研鑽をして、対象の状況に関わらず専門分野に関する「栄養の指導」が単独で実践できるレベルⅢ(5年)への到達を目標としています。

1. 自己評価と自己研鑽の記録

1) 到達目標(competency)と自己評価

専門分野ごとに、必要とされるスキルを整理して、経験年数ごとの到達目標を作成しました。自身の専門とする分野の到達目標(コンピテンシー)の表を選択して、項目(大~小)に沿って自己評価し、研鑽が必要な項目を抽出して、研修計画を作成します。

生涯教育到達目標			経験年数における到達目標			
大項目	中項目	小項目	到達目標			
			3年	5年	10年	15年以上
専門職業人として自己研鑽と実践	職業倫理をベースとした態度や行動規範の理解	生命の尊厳を理解し、ふさわしい行動ができる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
		医療人の倫理規範を理解し実践できる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
		患者・障害者の権利、インフォームドコンセントを理解し行動できる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
		守秘義務について理解し、遵守できる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
		管理栄養士・栄養士の職業倫理を自覚し、対象者に対してふさわしい行動ができる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
		専門職として常に自己研鑽によるキャリアをアップさせることが重要であることを理解している	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
		対象者への適切な接遇ができる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
		同僚や医療従事者と適切なコミュニケーションをとることができる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
		栄養士会組織の公益性を踏まえた活動を理解できる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
		栄養士会を自らのキャリア形成や仲間づくり、情報収集に活用することが大切であることを理解できる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ
組織としての活動	栄養士会の活動	栄養士会の活動に参加し、仲間づくりができる	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ

図2. 到達目標の一部(例)

2) 自己研鑽の記録(キャリアノート)

到達目標を検討した項目について研鑽計画を作成し、研修会の受講や自己学習、実務でトレーニング(OJT: on the job training)した内容をキャリアシートに記入し、自身の研鑽記録とします。

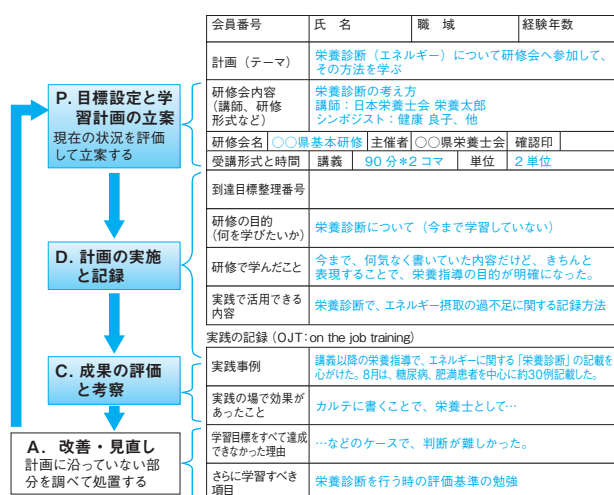


図3. PDCAとキャリアシートの記入例(研修会を受講したケース)

2. 基本研修（県あるいは地域単位で実施されます）

全ての管理栄養士・栄養士に求められる項目を、基本研修として整理しました。管理栄養士・栄養士の絶対的スキルで、職域にとらわれることのない共通した能力です。このスキルを「ミニмумスタンダード」とし、基本研修で身に付けます。

今回生涯教育で、これらの基本項目を整理したのは、管理栄養士・栄養士のスキルの標準化を図ることを目指しています。分野により、さらに高度で、詳細な知識や技術レベルが求められる項目については、実務研修で知識を深めます。

基本研修でこれらを学習し、職場で実践してスキルを磨き、各職場で「単独で実践できる」熟練したスキルへと自己研鑽してください。

管理栄養士・栄養士のミニмумスタンダード

- ・専門職としての職業倫理をベースにした態度や行動をとる。
- ・管理栄養士や栄養士が行う「栄養の指導」の本質とその実践形態を理解し説明できる。
- ・栄養ケア・プロセス（栄養アセスメント、栄養診断、栄養介入、栄養モニタリングと評価）の基本を理解し、活用できる。
- ・行動変容の理論と実践について習熟している。

管理栄養士も栄養士も日本栄養士会の生涯教育制度の基本研修を受けて、ミニмумスタンダードへの到達度を自己点検し、到達しよう！

図4. 管理栄養士・栄養士のミニмумスタンダード

3. 実務研修（各職域・県あるいは地域単位で実施）

各専門分野でさらに特化される知識・技術修得のための研修で、専門分野（職域）が主体となって実施されますが、受講に関しては分野（職域）の制限は行いません（受講科目の選択は、本人）。全国研修会や、従来のスキルアップ研修会、都道府県栄養士会と賛助会員

との共同研修事業なども含まれます。

実務研修 専門性の特化	臨床 栄養	公衆 栄養	学校 栄養	健康・ スポーツ 栄養	給食 管理	福祉 (高齢者) 栄養	福祉 (児童) 栄養	地域 栄養
	疾病治療、重症化予防	健康づくり、生活習慣病予防	子供の健康、食育・学校給食・食物アレルギー	アスリート、高校生、健康増進	給食、給食経営管理	介護予防、咀嚼、嚥下	給食、食育、食物アレルギー	在宅、重症化予防
ミニмумスタンダード 基本研修（すべての職域の管理栄養士・栄養士ができる） ：例 栄養診断、栄養価計算、献立作成など								

図5. 基本研修と実務研修

4. 業績の記録と整理

生涯職能開発（CPD）では、積極的に自身の能力を磨く自己研鑽が最も重視されます。自己研鑽の成果として、一般に評価が高いのは、学術論文、学会発表、執筆、次に講演会での講師やシンポジストなどの活動の順です。学会参加も認められています。また、業務の成果も重要で、どのような成果をあげたかについて具体的事例（症例・事例まとめ）を記録します。

5. スキルの認定

1) 認定管理栄養士・栄養士

認定管理栄養士・栄養士は、専門領域において、熟練した栄養に関する技術と知識を用いて、「栄養の指導」について責任をもって実践できるレベルに到達したことを認めるものです。

認定を受ける条件を、以下に示しました。また、質の担保をはかるために、更新制度を取り入れています。

認定管理栄養士・栄養士の認定と更新要件

認定条件

- ・管理栄養士・栄養士の免許を有し、日本栄養士会会員であること。
- ・実務経験5年以上
- ・基幹教育（基本研修30単位、実務研修30単位以上（臨床栄養は40単位））
- ・自己評価：到達目標中級であること、キャリアシート5シート/年
- ・専門領域の「栄養の指導」に関するテーマの事例報告・レポートなどの提出
- ・専門領域の「栄養の指導」に関する学会発表（地方会、全国レベルの研究会なども含める）
- ・認定試験に合格

更新制度：認定取得後、5年ごとの更新を義務付ける

- ・取得単位：60単位以上
 - うち基幹教育（基本研修、実務研修）：30単位以上
 - うち自己研鑽による単位：20単位以上
- ＜単位の換算方法（案）＞
 - 学会・研究会での発表（抄録コピー）
 - ：連名：2単位、発表者：5単位
 - 学会参加（参加証のコピー）：2単位
 - 事例報告（分野ごとの様式）：2単位
 - 講演会・研修会の講師、大学での非常勤講師（本務者は除く）：5単位
 - シンポジスト・パネリスト：5単位
 - 執筆：学術論文：10単位、機関誌・本・雑誌など：5単位

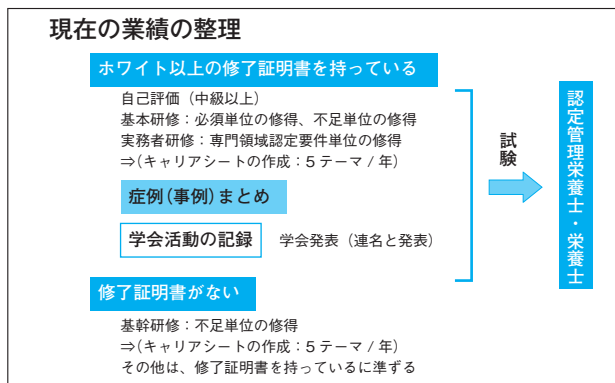


図5. 移行措置の考えかた（案）

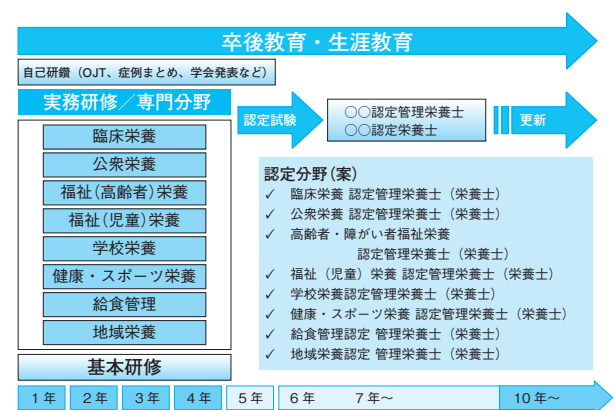


図6. 認定制度

基幹教育	
①認定管理栄養士・栄養士：臨床栄養、福祉（高齢者・児童）栄養、学校栄養、健康・スポーツ栄養、公衆栄養、給食管理などの専門分野のジェネラリスト（総合的な知識や能力を持っている人）を目指す。	
②修了証明書の交付：自らの専門性のスキルアップに必要な生涯教育を継続して受講している者に対して、ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールドの修了証明書を交付する。	
拡充教育	
①特定分野管理栄養士・栄養士（特定分野の専門性の強化）	
②トップリーダー（仮称）	
③スペシャリスト（専門管理栄養士：仮称）	

2) 生涯教育に対する継続研鑽の証明書

継続して研修を受け、常に新しい知識を修得して、スキルの向上に努めていることに対して、ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールドの修了証明書を本人の申告により交付します。これらの修了書は、研鑽を継続していることを認めるものであることから、有効期間を5年間とします（有効期限を明記します）。

交付条件
・管理栄養士・栄養士の免許を有し、日本栄養士会会員であること。
・生涯教育・基幹教育の受講
ホワイト:60単位、基本研修30単位以上(必須20単位含む) +実務研修30単位以上
ブロンズ以上；自己研鑽（単位の換算方法は、認定管理栄養士・栄養士と同じ）も含め60単位以上

認定レベル

- ・ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールドの4段階
- ・有効期間5年間（有効期間が過ぎていても、次のランクの修了書の申請ができる。修了書はゴールドのランクまでとし、ゴールドの修了書は有効期間の更新となる。）

III. 拡充教育

1. 特定分野管理栄養士・栄養士

臨床栄養、福祉（高齢、児童）、健康・スポーツ栄養、公衆栄養、学校栄養、給食管理、地域栄養などの専門分野の基本的知識や技術を有し、さらにその領域の特定の種類業務における実践活動に、より優れた成果を生むことができ、また、自ら必要とするスキルを認識し、常にその資質向上に向けた研鑽を行っていることを認めるものです。

＜現在認定されている特定分野＞

- 『特定保健指導担当管理栄養士』：特定保健指導の分野
- 『公認スポーツ栄養士』：スポーツ栄養の分野
- 『TNT-D 認定管理栄養士』：静脈経腸栄養管理の分野
- 『在宅訪問管理栄養士』：在宅訪問栄養食事指導の分野

2. 今後検討を予定しているトップリーダーと専門管理栄養士（仮称）

専門分野における特定の種類業務に対して、さらに卓越した知識や技術を修得し、より複雑かつ困難な栄養問題に対応できる高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を検討しています。また、その専門分野に関する教育や研究スキルを発揮することができることを能力の裏付けとして考えています。

さらに備わっておくべきスキルとして、所属している組織を超えて社会的リーダーシップを発揮できること、自己の学習活動はもとより組織的な教育・研究活動を実践できるスキルを目標に考えています。

IV. 終わりに

平成26年度よりスタートする生涯教育制度では、①生涯職能開発（CPD）の考え方を取り入れ、継続的自己研鑽を評価することとしました。また、②栄養ケアプロセス（栄養診断）を紹介して、栄養診断の概念を確立し、「栄養の指導」の標準化を目指すこととしました。そして、③管理栄養士・栄養士の専門性が分かるように一定のスキルに達したことを認定する制度を取り入れました。栄養の専門職として、必要となる知識を修得し、日々研鑽を重ねて身に付け、その技術の維持と向上を図っていただけることを願っています。

（（公社）日本栄養士会人材育成事業部長 寺本房子）

「日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士の将来像」について (Part II)

前号 (2013.10.1 Vol.3 - No.2) では、平成25年度定時総会における小松会長による特別講演の内容をお伝えしました。今回は小松会長をはじめ、迫専務理事、齋藤常務理事、木戸常任理事、下浦常任理事が北海道・東北地区、関東甲信越地区、京浜地区、東海・北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区、全7地区の地区別栄養士会長会議に出席し、各都道府県栄養士会および行政関係者、ならびに日本栄養士連盟の皆様「栄養士・管理栄養士の将来像」について説明させていただき、多くのご質問や貴重なご意見をいただきましたので、その内容を掲載いたします。前号の記事と合わせてご覧いただき、さらにご理解をいただければ幸いです。

Q1 栄養士と管理栄養士の業務内容の違いについて

将来像の中では、栄養士と管理栄養士の業務内容が同じであるように見えますが、違いはないということなのでしょうか。

A1 現行の栄養士法では、栄養士または管理栄養士とは、都道府県知事または厚生労働大臣の免許を受けて、それぞれの名称を用いて、「栄養の指導」に従事することを業とする者をいうと掲げられています。つまり現行の栄養士法では栄養士も管理栄養士も「栄養の指導」という共通の業務に従事する者であり、二つの資格に本質的な区分はないと考えています。栄養士法第1条第2項では管理栄養士の専有業務が規定されています。

Q2 「栄養の指導」と「栄養指導」の違いは何か

A2 栄養指導は、食事の提供（給食）や栄養管理などと同様に、「栄養の指導」の形態の一つと考えています。

現行の栄養士法では、栄養士および管理栄養士が行う「栄養の指導」について具体的な定義はありません。

そこで、「栄養の指導」を定義付けることにより、「栄養の指導」の本質的な意味合いをより明確にしていきたいと考えています。そのためには、まず「栄養」とは何かを明確にし、「栄養の指導」を定義する必要があると考えています。

将来像での、「栄養の指導」とは、「個人や集団に対して栄養や食に関する専門的知識や技術を用いて、エネルギーや栄養素の摂取量、生体機能に影響を及ぼす食品成分の摂取、食事のタイミングや食事回数などの食べ方、あるいは栄養補給法などを調節し、対象者の栄養代謝や身体機能の調節過程に介入し制御すること」と説明させていただきました。

Q3 「栄養の指導は、高度の専門的な医療行為と言える」とは、どういうことですか

A3 栄養の指導が医療行為性を持つという表現については違和感がある方もいるかもしれませんが、「栄養の指導」は人の代謝に介入して制御するという本質論からすると、明らかに医療行為性を持つと言えます。不適切な「栄養の指導」は人々に健康被害をもたらす可能性を持っており、適切な「栄養の指導」は人々の生命や健康に大きな益をもたらすことができます。

そこで、栄養の指導では、ケアとキュア（治療）の使い分けを行い、将来的には明文化していきたいと考えています。

Q4 栄養士による栄養の指導について

栄養士が管理栄養士と同じように「栄養の指導」を行うということであれば、2年の養成課程では短いのではないのでしょうか。

A4 現行の栄養士法では、「栄養士とは栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者」と規定されています。しかし、管理栄養士とは養成期間や国家試験による資格取得などの違いがあります。そのため、養成期間や養成内容などについても、今後養成施設との調整・検討が必要と考えています。

なお、平成26年度から開始する新しい生涯教育制度においては栄養士としてスキルアップするために研修を提供する予定になっています。

Q5 「栄養士・管理栄養士」の表記の順番について

法的な考えから、「栄養士・管理栄養士」の順にしたと思うが、業務内容を考えると「管理栄養士・栄養士」の順の方が良いのではないのでしょうか。

A5 表記順を統一することは必要です。そこで、栄養

士法の改正を目指して発する文書の表記は、法の記載に基づき「栄養士・管理栄養士」としていきたいと考えています。その一方で、他職種との関係性においては業務内容などを踏まえ「管理栄養士・栄養士」が望ましいことも事実であります。そのため、当分の間は、「管理栄養士・栄養士」、「栄養士・管理栄養士」を併用しますがご容認くださいますようお願いいたします。

Q6 栄養士法の改正はいつ頃を目指していますか

A6 栄養士法の改正は、5年後を目途として作業を進めています。なお、新たに「管理栄養士法」を策定したいとのご要望もありましたが、法律上困難との判断から、栄養士法を改正する方針で進めていきたいと考えています。

Q7 定時総会における会長特別講演について

講演内容の動画はホームページに掲載しないのでしょうか。

A7 会長による特別講演は、ビデオなど動画として記録していませんので掲載はできませんが、使用したパワーポイントの資料については今後整備してから掲載したいと考えています。また、今後は日本栄養士会の活動の啓発も含め、広報活動を充実させていきたいと考えています。

【その他のご質問・ご意見】

- 栄養士の資質を上げるために、栄養士の国家試験が必要となると思うが、その働きかけはどうなっているか。
- 資料の「栄養の指導」の形態の中に「母性栄養」が抜けている。どこにも入っていないければ、対象外になってしまうので入れてほしい。
- 「栄養とは」の中に「食べ物を摂取し、…」とあるが、「献立・調理」が重要で「栄養の指導とは」の中に、「食事のタイミングや食事回数などの食べ方、…」とあるが、「食事の形態」が重要ではないか。
- 「代謝への介入」で「栄養の摂取の適正化」とあるが、「栄養素の摂取…」ではないか。
- 「栄養の指導」は栄養士にしかできないということの位置付けをしてほしい。
- 講師や栄養相談の依頼を受けた場合、管理栄養士でないといけないのか。栄養士も参加の機会があると

良い。

○「栄養の指導は医療行為といえる」ということを、地域活動をしている人たちへの認識ができるように言葉の定義をしっかりと打ち出してほしい。

以上のご質問・ご意見を踏まえ、対応を協議しながら活動を推進していきます。

※地区別栄養士会長会議においては、「日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士の将来像」の他、「管理栄養士・栄養士の倫理綱領」、「生涯学習教育体系」についても説明させていただきましたが、本号では「栄養士・管理栄養士の将来像」についてのご質問・ご意見についてのみ掲載させていただきました。

業務支援システム(第2次開発)の業務委託について

業務支援システム(第2次開発)の設計・開発などに関する業務委託について、一般競争入札により、㈱日立ソリューションズ・ビジネスに決定しました。

《主な開発内容》

- ・カードリーダーによる管理として①当該年度の会費入金の有無、②研修会の申し込み管理、受講料の入金管理、受講管理
- ・データのエクспорт、インポートなどについては、平成26年度から各都道府県栄養士会での運用開始に向けて開発など

「日本栄養士会雑誌」の編集・製作に関する業務委託について

第57巻1月号からの編集・製作に関する業務委託について、一般競争入札により、日本印刷㈱に決定しました。

表紙、レイアウトなど一新される予定です。ご期待ください。

「栄養表示基準」および「栄養表示基準等の取扱い」が一部改正されました！

栄養表示基準の一部改正について

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1098.pdf>

栄養表示基準等の取扱い

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1100.pdf>

健康増進法に基づく栄養表示基準の一部改正（平成25年9月27日付け消費者庁告示第8号）に伴い、「栄養表示基準等の取扱い」（同日付け消食表第282号）についても改正されました。

栄養表示基準の主な改正内容は、幅広い食品に栄養表示をすることができるように、①合理的な推定により得られた値を表示値として記載することができるようにしたこと、②低含有量の場合には、誤差の許容範囲を拡大するなど、表示値の設定方法が適切である限り、現行の規定に縛られないような表示方法とされました。

また、消費者庁食品表示企画課から各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局あての事務連絡（平成25年9月27日付け）「栄養表示基準の一部改正について」を11ページに掲載しました。

【栄養表示基準の改正部分】

第3条第3項が新設されました。

3 次に掲げる要件の全てに該当する場合には、第1項第6号の規定にかかわらず、同項第4号の一定の値にあつては、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を記載することができる。ただし、前条第2項の規定に基づく栄養成分の機能の表示、第5条から第7条までの規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示又は第8条から第10条までの規定に基づく栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合は、この限りではない。

一 表示された値が別表第2の第1欄の区分に応じた同表の第3欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す記載をすること。

二 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。

***別表第2の第4欄の表記が改正されました**

【栄養表示基準等の取扱いの改正部分】

下線部分が加筆され、二重取り消し線が削除、二重下線が変更された部分です

2 表示事項について

(2) 炭水化物の表示が原則であるが、炭水化物に代えて糖質及び食物繊維をもって表示することができる。（栄養表示基準第4条）なお、糖質を記載せずに炭水化物と食物繊維を併記することは適当でない。

(3) 栄養表示基準第3条第3項第1号による記載は、次のいずれかの文言を含むこと。

①「推定値」

②「この表示値は、目安です。」

なお、消費者への的確な情報提供を行う観点から、例えば「日本食品標準成分表2010の計算による推定値」、「サンプル品分析による推定値」など、表示値の設定根拠等を追記することは差し支えない。

3 表示の方法について

(5) 一定値を記載する場合は、栄養表示基準別表第2の分析方法による分析を基準として次の誤差の許容範囲内であること。また、下限値及び上限値を記載する場合は、分析値がその範囲内であること。（栄養表示基準第3条第1項第6号及び別表第2）

① 熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム：－20％～＋20％

ただし、100g(ml)当たりの熱量が25kcal未満の場合は±5kcal、100g(ml)当たりのたんぱく質、脂質、炭水化物、糖質又は糖類の量が2.5g未満の場合は±0.5g、100g(ml)当たりの飽和脂肪酸の量が0.5g未満の場合は±0.1g、100g(ml)当たりのコレステロール又はナトリウムの量が25mg未満の場合は±5mgを誤差の許容範囲とする。（栄養表示基準別表第2第4欄）

(7) 含有量の有効数字や数値の丸め方については、基準を設けないものであること。

材料のバラツキ、経時変化等を考慮して、一定値をもって表示されている場合は、誤差の許容範囲、また、下限値及び上限値で表示されている場合は、その幅の中に含まれていることが重要であること。

(8) 次の場合は、0と表示することができること。（栄養表示基準第3条第1項第6号ただし書及び別表第2）

①たんぱく質、脂質、炭水化物、糖質及び糖類につ

いては、100 g (ml) 当たり0.5 g未満の場合

②飽和脂肪酸については、100 g (ml) 当たり0.1 g
未満の場合

③コレステロール及びナトリウムについては、100 g
(ml) 当たり5 mg未満の場合

④熱量について100 g (ml) 当たり5 kcal未満の場
合

*記載方法を改正(旧④を①に統合、糖質を追記、
③に旧⑤を統合、旧⑥を④とされた)

- (14) 含有量の表示に際しては、必ず分析を行わなければならぬものではなく、結果として表示された含有量が誤差の許容範囲内であれば表示基準違反にはならないこと。

*改正前は、「正確な値」

- (18) 表示された値が栄養表示基準別表第2の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す記載とともに合理的な推定により得られた値を記載する場合にあっては、前記(5)、(6)及び(14)は適用されないこと。(栄養表示基準第3条第3項)

- (19) 栄養表示基準第3条第3項第1号の記載は、同条第1項第4号の記載に近接した場所に記載すること。

- (20) 栄養表示基準第3条第3項第2号に規定する「根拠資料」については、次のとおり取り扱うこと。

- ①内容 例えば、最新版の日本食品標準成分表からの計算値やサンプル品の分析値等が考えられるが、行政機関等の求めに応じて説明ができる資料として、次の例を参考に判断すること。

ア 分析値の場合

・分析試験成績書

・季節間、個体間、消費期限又は賞味期限内の栄養成分等の変動を把握するために十分な数の分析結果

・表示された栄養成分等の含有量を担保するための品質管理に関する資料

イ 計算値の場合

・採用した計算方法

・引用したデータベースの名称

・原材料について、配合量が重量で記載されたレシピ

・原材料について、その栄養成分等の含有量を

示す妥当な根拠に基づくデータ

・調理加工工程表

・調理加工前後における重量変化率に関するデータ

②保管方法 文書、電子媒体など、いずれの方法でも構わない。

③保管期間 その資料を基に表示が行われる期間。販売を終了する製品については、最後に製造した製品の賞味(消費)期限が終了するまでの間。

④その他 定期的に確認を行うことが望ましい。

4 強調表示基準の適用の範囲について

- (5) 「ビタミンを含む」、「ミネラルたっぷり」のように、ビタミンやミネラルの総称について強調表示を行う場合は、栄養表示基準で規定する全てのビタミン又はミネラルについて強調表示基準が適用されること。一部のビタミンやミネラルについてのみ強調表示基準を満たしている場合は、その栄養成分名を記載することが適当であること。

- (6) 原材料について強調表示をする場合、最終製品についても強調表示基準を満たしていることが望ましいこと。すなわち、最終製品中の含有量があまりに低いにもかかわらず原材料についてのみ高い旨又は含む旨の表示をすることは適当ではないこと。

*旧(5)は(7)とされた

5 補給ができる旨の表示について

- (3) 高い旨の表示をする場合は、栄養表示基準別表第2の分析方法による栄養成分量が別紙1の表の第1欄の基準値以上であること(栄養表示基準第5条第1項及び第2項)。

*改正前は、「別表第1」

6 適切な摂取ができる旨の表示について

- (9) 適切な摂取ができる旨の表示の基準が適用される栄養成分及び熱量は、あくまで「国民の栄養摂取状況からみて、その過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている」(法第30条の2第2項第2号ロ)のものであって、そもそも栄養成分や熱量である以上、エネルギーを供給し、又は生命の維持・成長に必要な不可欠なものであり、本来、有害な成分でないことは当然であること。

- (10) ドレッシングタイプ調味料(いわゆるノンオイルドレッシング)の取扱いについては、当分の間、栄養表示基準別表第5備考によることとするが、ノンオイルドレッシングのうち栄養表示基準別表第5備考の基準値

(3 g / 100 g 未満)は満たすものの、栄養表示基準別表第5の基準値(0.5 g / 100 g 未満)を超えるものにあつては、消費者に適切な情報提供を図るため、原材料として食用油脂を使用していない旨及び当該食品の脂質量の由来を明らかにする旨の表示を行うよう努めること。

*改正前は、「4」

7 相対表示について

- (6) 低減された旨の表示をする場合は、栄養表示基準別表第2の分析方法による当該栄養成分の低減量が別紙2の表の第2欄の基準値以上であること(栄養表示基準第10条第1項及び第2項)。

この場合、一般表示事項に準ずる方法により比較対照する食品名及び低減量又は割合を表示すること。また、低減量又は割合の表示値は栄養表示基準別表第2の分析方法による分析値以下であること(栄養表示基準第10条第3項及び第4項)。さらに、しょうゆのナトリウムについて、表示する場合には、同種の標準的なしょうゆに比べて低減割合が20%以上であること。(栄養表示基準第11条)

- (7) 比較対象食品名は、「自社従来品〇〇〇」、「日本食品標準成分表2010 〇〇〇」、「コーヒー飲料標準品」等当該食品を特定するために必要な事項を記載すること(栄養表示基準第7条第3項第1号、第10条第4項第1号)。

*改正前は、「5 訂日本食品標準成分表〇〇〇」、3

- ~~(10) 増加(低減)割合の基準は、しょうゆのナトリウムについてのみ定めたが、今後、実態を調査して他の食品の他の栄養成分についても定める予定であること。~~

8 その他

- (1) 特別用途食品は、消費者庁長官の許可を受けて適正な栄養表示をしているので、法律上栄養表示基準は適用されないものであること。

*改正前は、(6)・厚生労働大臣

- (2) 自治体で行う栄養表示に関する検査・収去及び普及・指導については、次の事項に留意の上お願いする。

- ① 販売に供する食品であつて栄養表示がされたものの検査及び収去にあたっては、法第32条第3項に準用する法第27条に基づき食品衛生監視員によって、栄養表示が適正に行われていることを確認すること。
- ② 適正に栄養表示が行われていない食品を発見した場合には、製造者又は製造所が管轄内にある場合

には、当該製造者又は当該製造所に対し適正に表示するよう指導すること。また、製造者が管轄外にある場合には、当該製造者を管轄する都道府県等にその旨、通報すること。適正な栄養表示が行われていない旨の通報を受けた都道府県等においては、当該製造者に対し、速やかに適正な表示がなされるよう指導すること。

なお、実施に当たっては、各自治体の状況を勘案して、食品衛生監視員のみならず管理栄養士等の専門職の担当が連携して行われたい。

- ③ 再三にわたる指導に対しても適正な表示に改善されない場合にあつては、消費者庁表示対策課宛て別紙3により報告すること。
- ④ 栄養表示基準の望ましい運用を図るため、保健所等において消費者に対し、食品の栄養表示を活用し、健康づくりに役立てるよう適正な指導を行うとともに、事業者等から相談があった場合は、適宜、指導を行う等、栄養表示の普及啓発及び活用に努めること。

*改正前の「8 その他」の(1)～(5)は削除された

栄養表示基準の一部改正について

1. 概要

栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）は、販売する食品について、栄養成分や熱量などを表示する場合に適用される健康増進法に基づく表示基準である。

消費者庁は、これまで「栄養成分表示検討会」や「食品表示一元化検討会」において、栄養表示の義務化について議論してきた。

栄養表示の義務化に当たって、「栄養成分表示検討会」報告書では、事業者にとって実行可能な表示方法や消費者にとって分かりやすく活用しやすい表示方法など、必要な措置が講じられることを前提に、栄養表示の義務化を目指していくことが適当であるとされた。

また、「食品表示一元化検討会」報告書では、栄養表示の義務化に向けた環境整備として、現行制度において、消費者庁は、幅広い食品に栄養表示を付することができるようにするため、現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式等の導入も可能とするなど、表示基準の改正を速やかに行うべきと示された。

このため、現行制度においても、幅広い食品に栄養表示をすることができるようにするため、栄養表示基準の改正を行うこととした。

2. 主な改正内容

幅広い食品に栄養表示をすることができるように、現行の規制を維持しつつ、合理的な推定により得られた値を表示値として記載することとするとともに、低含有量の場合には、誤差の許容範囲を拡大する等、表示値の設定方法が適切である限り、現行の規定に縛られないよう表示方法を一部改正する。

(1) 合理的な方法に基づく表示値の設定

現行制度において、栄養成分の含有量を表示する方法として、一定値又は幅（下限値及び上限値）で表示することとされている。

一定値については、栄養成分ごとに規定された分析方法によって得られた値を基準として、規定された誤差の許容範囲内にあることとされている（誤差の許容範囲を超える表示値は栄養表示基準違反となる。）。

しかし、栄養成分は、原材料の製造場所や収穫時期等の違いにより同様のサンプルであっても、含有量のば

らつきが大きく、個体差の大きい食品などでは誤差が許容範囲に収まることが困難な場合もある。このような食品を含め、幅広い食品に栄養表示をすることができるようにするため、現行の規制を見直す。見直しにあたっては、表示値が消費者にとって目安として十分に許容できるものであることが重要であるため、現行の誤差の許容範囲を原則的に維持しつつ、合理的な推定により得られた値であれば、表示値として用いることができることとする。

<合理的な方法の例>

- 公的なデータベース等信頼できるデータから得られた個々の原材料の栄養成分量を入手した上で、当該食品の重量に基づき、各成分量を算出し、足しあげる方法
- 同一レシピのサンプルを分析する方法 等

この場合において、表示値の趣旨が消費者に適切に伝わるように、合理的な推定により得られた値であるのか等、その値の意味を明瞭に記載させることとする。

また、行政機関等の求めに応じて説明できるようにするため、表示値設定の根拠資料を保管させることとする。

(2) 低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大

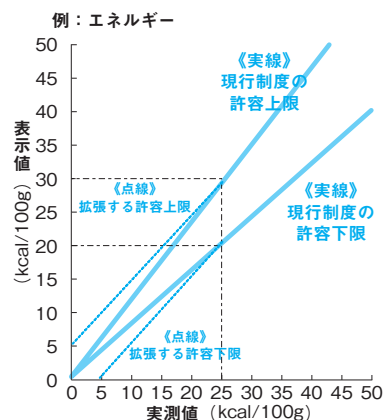
現行制度では、栄養成分の含有量や濃度に関係なく、一定の比率で誤差の許容範囲が規定されている。しかし、低含有量の場合、誤差の許容範囲の絶対値が極めて小さくなることから、規定された誤差の許容範囲に収めることが困難な場合がある。

（低含有量の場合） 表示値：100gあたり10kcal 誤差の許容範囲：8～12kcal （4kcal）	高含有量の場合） 表示値：100gあたり100kcal 誤差の許容範囲：80～120kcal （40kcal）
---	--

このため、低含有量の場合に限って、現行の誤差の許容範囲に加えて、一定量を満たさない場合、誤差の許容範囲を拡張することとする。

<エネルギー>

- 25 kcal/100g未満の場合
プラス・マイナス5kcal
（誤差の拡張）
- 25 kcal/100g以上の場合
プラス・マイナス20%
（従来どおり）



平成25年5月度臨時理事会開催報告

日 時：平成25年 5 月 11 日(土) 10：30 ～ 12：20
場 所：日本健康・栄養会館 3階会議室
現在の理事の数：24名
出席理事の数：21名

議決事項

1. 平成25年度第1回諮問会議の運営について

次第、運営について、一部修正のうえ了承した。

資料のうち、名誉会員などの推挙については、大阪府の小林久雄会員は、活動内容が連盟中心になっているので、大阪府栄養士会へ確認して、法改正へ繋がった活動内容などにし、推挙することとした。

日本栄養士会が目指す管理栄養士・栄養士の将来像については、諮問会議では第一稿として説明をし、各都道府県栄養士会長からの意見を伺い、今後、理事会などで、さらに議論を進めていくことを了承した。

諸規程の整備、生涯教育体系、栄養ケア・ステーション、組織強化、平成24年度決算、その他については、原案どおり了承した。

2. 「日本栄養士会雑誌」の編集・製作に関する業務委託企業の募集について

原案どおり了承した。

平成25年6月度臨時理事会開催報告

日 時：平成25年 6 月 23 日(日) 12：00 ～ 12：45
場 所：新大阪ワシントンホテルプラザ2階 桜
現在の理事の数：24名
出席理事の数：23名

議決事項

(1) 第2回定時総会の運営について

役割分担、資料について説明があり、小松会長の特別講演「日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士の将来像」を含めた資料を総会へ提案することを承認した。

「日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士の将来像」については、理事から意見があったが、総会での質疑も踏まえ、7月度理事会で議論することとした。

(2) 厚生労働省委託費平成25年度管理栄養士専門分野別人材育成事業の申請について

人材育成事業部が担当することとして、がんならびにCKDを内容として申請することを承認した。

平成25年7月度 理事会開催報告

日 時：平成25年 7 月 6 日(土) 13：00 ～ 18：22
7 月 7 日(日) 9：00 ～ 12：10
場 所：日本健康・栄養会館 3階研修ホール
現在の理事の数：24名
出席理事の数：21名(6日)、21名(7日)

会長挨拶

みなさんの日々の努力とその成果が実り、総会が無事終わった。今回は、総会での懸案事項、日本栄養士会が目指す将来構想や生涯教育の懸案事項など、さまざまな課題があるので、積極的なご意見をいただきたい。今回の理事会は10月であるが、その間の3ヶ月は今年度の主要な課題に対して、さまざまな活動を展開していく重要な時期でもある。今年度の目標課題が達成できるか、または積み残してしまうか、という理事会の誠意も問われる場面だと思う。これからの事業で重要な場面に遭遇すると思うが、よろしくお願いしたい。

議決事項

(1) 平成25年度事業の具体的な推進計画について

①総務部＝齋藤部長

業務支援システム、危機管理マニュアル、医療・介護報酬改定にかかる事項、栄養士・管理栄養士の将来像、各種諸規程の整備、「栄養日本・礎」の発行、損害賠償保険制度、平成25年度予算執行、平成26年度予算作成、市町村管理栄養士配置促進活動、その他の事項として、平成26年度定時総会の東京開催計画について説明があり、承認した。

②学術研究事業部＝木戸部長

部内の事業を、1.学術・研究、2.職業倫理、3.国際公衆栄養、4.その他書籍などの刊行物の監修などの4つに分けて運営していくとの説明があり、承認した。

③人材育成事業部＝寺本部長

管理栄養士・栄養士の生涯教育体系案の構築と推進について説明があり、承認した。

④情報コミュニケーション事業部＝星野部長

集団特性対応型の食の自律支援事業として、第34回健康づくり提唱のつどい、「野菜を食べよう」キャンペーン、日本栄養士会雑誌発行事業、栄養指導・栄養相談用のパンフレット・リーフレットの発行事業について説明があり、承認した。メールマガジンシステム導入については、予算の枠の中で検討していた内容と実際運用するリスクの分析をしたうえで承認することとなった。

⑤栄養ケア・ステーション事業部＝下浦部長

今後の栄養ケア・ステーション事業のあり方、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)の研修開催予定、在宅療養食品の認証制度(仮称)の基本的考え方および主な概要について説明があり、承認した。

⑥地域連携事業部、職域事業部＝園原部長

地域連携事業部は平成25年度地区栄養士会長会

議の運営、職域事業部は平成25年度の各職域事業の重点事項および研修事業の執行計画について説明があり、承認した。

(2) 日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士の将来像について

小松会長、早野監事より現行の栄養士法を鑑み、栄養士と管理栄養士の業務区分の違い、業務独占の考え方についての説明があった。これから開催される地区別栄養士会長会議において、理事会で作成した資料をもとに、地区担当理事と常任理事2名体制で都道府県栄養士会へ周知し、会員へ理解を深める普及啓発活動をしていくことが提案され、承認した。

(3) 管理栄養士・栄養士倫理綱領について

木戸学術研究事業部長から、日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士の将来像の内容を受けて、今回修正した管理栄養士・栄養士倫理綱領の部分、そして管理栄養士と栄養士の現状および将来像についての説明があった。将来像同様、提案資料の加筆修正を一部行い、次回行われる地区別栄養士会長会議で都道府県栄養士会へ説明し、それを踏まえて会員への周知とコンプライアンスの徹底を図ることが提案され、承認した。

(4) 生涯教育体系案について

寺本人材育成事業部長より、生涯教育体系PDCA(P:研修計画、D:実践、C:評価、A:改善・見直し)サイクルの基本的考え方、生涯教育制度構築のポイント、管理栄養士・栄養士のキャリアと認定制度、基本研修・実務者研修・インターンシップの基幹教育、生涯(継続)教育、スキル達成目標(コンピテンシー)を基にキャリアシートに実践記録(OJT)し、自己到達度を評価するキャリアノート概念など、これからの生涯教育システムのあり方の提案説明がなされた。管理栄養士・栄養士の認定制度については、認定条件、更新条件、特定分野管理栄養士・栄養士、トップリーダー、スペシャリスト(専門)管理栄養士の認定制度は今後検討するところであるとの説明があり、一部見直す部分も含め、次年度に向けて制度を構築、対応していくことを承認した。

(5) 諸規程の制定について

就業規則、事業部および事務局運営規程(各種委員会の構成員など)、会員名簿取扱規程、旅費規程の改定部分の提案説明があり、承認した。

(6) 平成25年度全国栄養改善大会、全国栄養士大会の運営について

長谷川副会長より、全国栄養改善大会の会長表彰者の決定についての報告説明があり、承認した。

次に、齋藤総務部長より、全国栄養士大会の運営内容と日程についての提案説明があり、承認した。

(7) 「日本栄養士会雑誌」の編集・制作に関する業務委託について

星野情報コミュニケーション事業部長より、「日本栄養士会雑誌」業務委託説明会ならびに、業務委託企業選定審査状況の報告があった。当該委託契約は第57巻1月号からとなるが、委託企業の編集・制作作業は9月開始となる。そこで9月の常任理事会で企業選定審査を行

い、10月の理事会で評価結果報告をする提案があり、承認した。

(8) 各種懸案事項への対応について

① 平成25年度管理栄養士専門分野別人材育成事業

寺本人材育成事業部長より平成25年度管理栄養士専門分野別人材育成事業(厚生労働省受託)の交付金申請報告ならびに事業実施計画の説明があり、承認した。

② 平成25年度栄養ケア活動支援事業

迫専務理事より、平成25年度実施予定である都道府県栄養士会の報告があった。

③ 診療報酬、介護報酬改定への対応

・有床診への対応

齋藤常務理事より、全国保険医団体連合会との懇談概要の報告があり、両団体の有床診の考えはおおむね了解され、地域の患者のために今後とも両団体は連携していくとの報告があった。

・病棟管理栄養士の創設、診療所での栄養食事指導の推進

齋藤常務理事より、日本動脈硬化学会理事、医療・保険委員長である多田先生との懇談報告があった。その内容は、1.将来構想を見据えた栄養管理体制について、2.実際の申請に繋げるための戦略、3.要望点数設定である。

④ 健康日本21(第二次)目標達成に向けた活動について

迫専務理事より、すでに3月の理事会で承認されている内容であるが、これからの重点課題として活動してほしいとの提案があった。

⑤ 業務支援システムの第2次計画の方向性

齋藤総務部長より、第2次計画の方向性の説明報告があった。

⑥ 地区別栄養士会長会議の運営について

園原地域連携事業部長より、来月から行われる地区別栄養士会長会議の運営の統一課題とその中の重点課題である将来像および倫理綱領については、会長ならびに常任理事を派遣し、地区担当理事と2名体制で対応するとの報告があった。また長谷川副会長からは、統一課題の将来像および倫理綱領については重複している部分があるので、削れる部分は削って効率よくしてほしいとの提案があった。

⑦ 事務担当者会議の運営について

迫専務理事より、7月26日に事務担当者会議を都道府県栄養士会の事務局担当者と日本栄養士会職員とで開催するとの報告があった。

⑧ その他

都道府県、保健所設置市管理栄養士増員に関する陳情について

迫専務理事より、陳情から要望書という形に変えて作り上げていくこと、都道府県と保健所設置市では業務内容が違うので、内容の精査をする。また、地域性を盛り込んで要望する提案があった。

(9) 会員の入会申請について

6月30日時点で、40,637名の入会申し込みがあったことを確認し承認した。

公益社団法人日本栄養士会第2回定時総会 討議内容

第1号議案「平成24年度事業報告および貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、財産目録承認の件」

静岡・坪井代議員 決算報告書の固定資産(3)ソフトウェアについて

ソフトウェアの内容と、現状の会員メリット、今後の各都道府県栄養士会のメリット、また、今後の展望について教えてほしい。また、会員証は5年間使えるプラスチックのものになったが、セミナーのたびに、会員であるかどうかのチェックをしなくてはならず、会費の支払い領収書を持ってきてもらう必要がある。今後の一元化により、先が見える開発をしてほしい。

齋藤総務部長 現在、平成21年度から23年度までの業務支援システムの第1次開発と、会計ソフト代金の合計から減価償却分を差し引いた金額である。第1次開発内容について検証中であり、課題を整理しているところである。第2次開発に向けて、優先順位を決め、メリットなどを十分発揮できるように準備をしているところである。

東京・渡木代議員 平成24年度事業報告に、「有床診療所における管理栄養士の確保対策のために、研修会用のテキストを作成した」とあるが、テキストはみたことがない。また、『100床以上の病院に管理栄養士1以上』とするように全国で統一歩調を取ることとした」とあるが、東京都栄養士会長にも確認したが、東京都栄養士会には何の連絡も来ていない。やってもいいことをやったように記述する虚偽の報告をしてもいいのか。

早野監事 やってもいいことをやったと記載してはいけませんが、虚偽があるか否かについては、不適切なものがあるかどうかによる。

齋藤総務部長 テキストについては、医療事業部と協力し作成し、全都道府県栄養士会に発送している。また、問合せがどの都道府県栄養士会にあったかについては確認し、報告する。

迫専務理事 『100床以上の病院に管理栄養士1以上』とするように全国で統一歩調を取ることとした」件については、平成24年度の夏から秋にかけて、全都道府県栄養士会長に文書で通知をしている。24年度単年ではなく、今後の取り組みを含めての依頼であるため、それを契機に、25年度も継続して行っていく。よって虚偽の報告ではない。

宮崎・酒元代議員 第1号議案の採決について、正規の手続きとして、賛成者数を数える必要はないのか。

早野監事 決議要件になるため、賛成者数を数えることは、正しい手順ではあるが、視覚的に明らかに可決されていると判断できるものについては、議長決済で判断してもかまわないと思われる。

協議「平成25年度事業執行計画、予算について」

愛知・藤野代議員 単年度で変更される生涯学習制度への信頼が、揺らいでいる。全国の都道府県栄養士会に赴き、会員が納得できる説明をしていただきたい。

寺本人材育成事業部長 平成23年度より見直しをしており、平成26年度より新制度の提案をしている。11月に生涯学習担当者会議を開催するので出席者を通して説明をしていただきたい。

迫専務理事 生涯教育のあり方について、会員の一人ひとりが理解していることはとても大切であり、また、会員が受講しやすい形となるように鋭意体制整備中である。生涯教育の位置付け、内容についての理解が必要であることをベースにしている。今後のスケジュールとしては、将来像と併せて日本栄養士会雑誌やホームページなどで、周知していく。さらに、生涯学習手帳の扱い方、記載方法についても検討を重ねるということから始めていきたい。

鳥取・星野代議員 インターンシップは、現在すでに働いている者にとっては大変受けにくく、地方に行くほど受け入れ先は少なくなると考えられるが、どのように実施するのか説明してほしい。

寺本人材育成事業部長 基幹教育にインターンシップを位置付けているが、栄養士活動の実践現場の経験がなく、認定を取りたい者を想定している。いわゆる「現場」で仕事をしている方のインターンシップについては想定をしていない。

長崎・篠崎代議員 特定保健指導担当管理栄養士研修会の趣旨に、「特定保健指導要領の一部変更をうけ、これを中心にテキストの改訂を行う」とあるが、テキスト改訂の時期および使用可能となる時期を教えてください。

寺本人材育成事業部長 テキストは8月上旬に作成する予定だが、これは、研修会参加者へのものである。必要な場合は、厚生労働省のホームページよりダウンロードしてほしい。

愛知・藤野代議員 生涯学習の開催増加と事務業務の増加が予想される。個人情報の管理も複雑化が想定されるが、事務対応方法について説明してほしい。

寺本人材育成事業部長 個人情報(出席者の名簿)の管

理については、社会的に通例とされる方法で管理していく。今後、業務支援システムとの連動についても検討していきたい。

香川・守谷代議員 各職域における代表者会（リーダー研修会）の旅費は、職域により異なるが、一律に日本栄養士会で支払ってほしい。

園原地域連携事業部長 理事会で検討を重ねているが、結論が出ていない。職域による不公平がないように、平成26年度予算で検討していく予定である。

福岡・石井代議員 会員数は、前年度より減少している。新入会員は増加傾向にあるが、継続会員の減少が原因との説明があったが、会員増対策としての具体的な見解をお聞かせいただきたい。

園原地域連携事業部長 組織強化対策については、全国の栄養士会に会員増対策についての調査を実施し、第1回諮問会議で報告し、議論をした。新入会員対策としては、全国栄養士養成施設協会との会議を年4回実施し、各都道府県栄養士会より養成校へ入会パンフレットを持参し、説明をしていただいたことが、一定の成果を出していると思われる。継続会員対策としては、①新入会員の短期間での退会、②団塊世代の退職への対策が検討されている。卒後教育体系の確立、管理栄養士・栄養士の職業倫理・将来像も含めての働きかけを検討している。また、栄養士会が社会とより深く結びつき、地域での活動を展開していくことが必要とされるが、経験豊かな団塊世代も活躍できる公益事業の計画と周知方法を今後検討していく。

岐阜・大塚代議員 地区栄養士会長会議の開催は、日本栄養士会、日本栄養士連盟、行政合同で行われるものだと思っていたが、現状を説明してほしい。

園原地域連携事業部長 それぞれ地区の特性もあると思うが、日本栄養士会、日本栄養士連盟、行政合同で引き続き開催していただきたい。

福岡・渡辺代議員 平成26年度より、卒後教育、キャリア支援研修が運用予定となっているが、業務支援システムなくしては認定制度の確立は困難ではないかと考える。今後のシステムの考え方と、都道府県栄養士会のシステムとの連動について、構想を示してほしい。各都道府県栄養士会での事務量軽減についても充分検討していただきたい。

福岡・松岡代議員 業務支援システムの構築開始当初に計画していた内容、今までに完成した事項、平成25年度に着手する点について説明してほしい。併せて、今後のシステム構築における経費計上があるのであれば、改めて都道府県栄養士会にシステムの項目などについて聞き取りを行っていただきたい。

齋藤総務部長 業務支援システムについては、第1次開発は終了したものの、多くの問題を抱えている。現在、問題点の洗い出しをしているが、各都道府県栄養士会の要望を受けながら、優先順位を決定し、平成26年度予算で検討し、作業をする予定である。生涯学習研修会と業務支援システムの連携・連動については、各都道府県栄養士会の事務量が激増しないように、構造を検討している。

福岡・松岡代議員 入会手続きに関する委託契約について、①業務支援システムと連動した契約に関して、福岡県栄養士会の事務量を考えると、1件100円の手数料を要望したい。②個人情報の管理に関する責任の所在について、契約書に記載がないため、安全管理の面からその旨記載していただきたい。また、個人情報の漏えいの際の対応についても検討していただきたい。

北海道・山部代議員 事務委託契約について、新年度になってもまだ契約を締結していない。新法人名で締結をし直したい。また、事務手数料の値上げも依頼したが、その検討はいつ開始するのか説明してほしい。

齋藤総務部長 業務支援システムの契約については、各都道府県栄養士会に先日連絡をしたところである。また、事務手数料の増額については平成26年度予算に向けてさらに検討を重ねて行く。個人情報の取り扱いについては、日本栄養士会および各都道府県栄養士会での規定を設けており、相互の連携関係により対応できるものと考えている。

福岡・山下代議員 日本医師会・日本歯科医師会など他団体との連携の必要性を年々大きく感じる。日本栄養士会としてのコネクション強化にもますます期待している。

齋藤総務部長 将来像も含め、強く各団体にアピールしていく予定である。

北海道・山部代議員 JDA-DATについて、各都道府県栄養士会での研修会と養成、組織を検討していながらも資金難に直面しているのはわかるが、日本栄養士会で基金を養成研修会に使うのであれば、都道府県栄養士会の研修にも補助金を検討できないか。また、各道府県から東京の研修会への参加は、交通費など経費負担に差が大きく出る。日本栄養士会の災害支援研修会に基金をつかうのであれば、個人の交通費負担軽減も検討していただきたい。実際の災害では、日本栄養士会と同時に都道府県栄養士会組織の動きがより重要になると思う。都道府県栄養士会の災害対策費用を考慮していく方が現実的と考える。

下浦栄養ケア・ステーション事業部長 平成25年度の当該研修会については、1都道府県栄養士会につき

20,000円の賃借料、受付など賃金として1,000円×6＝6,000円の研修会補助を予定している。研修会については、東京だけで開催するわけではなく全国各地での計画をしているので、各道府県の交通費の個人負担は軽減できると考えている。都道府県栄養士会での災害活動費については、状況に応じて判断をしていく。当面の費用は、状況を勘案し支援金などについて検討をし、判断して行く。

協議「日本栄養士会が目指す管理栄養士・栄養士の将来像について」

鹿児島・立川代議員 総会資料は全て「管理栄養士・栄養士」で統一されているが、講演資料は全て「栄養士・管理栄養士」となっている。「管理栄養士・栄養士」に文言は統一してほしい。

また、今後管理栄養士を医療職種として位置付けることは、現在の栄養士法の中での管理栄養士では不可能と考える。医療職種は、国家資格であり独占業務でないといけなと言われてしている。栄養士は国家資格ではない。誰でもすることができる栄養指導は、業務独占ではない。管理栄養士のみ独立し、管理栄養士法を独立させるべきではないかと思うが、執行部の今後の方針を聞かせてほしい。

群馬・笠原代議員 「栄養の指導」という文言は、栄養士法において、当初、行政用語としての制約を強めることを目的として用いられたが、この文言をそのまま用いるということは、栄養士法の改正などの働きかけは特にしないということか。また、国際的には「栄養の指導」という文言は用いられておらず、Nutrition Education：栄養教育が使われている。これからの国際化に対処するために、その整合性をどのようにとるのか聞かせてほしい。

また、栄養士・管理栄養士も、共に医療職制の高い「栄養の指導」を業としていることに異論はないが、長年の懸案であり、要望の大きい、栄養士・管理栄養士の業務独占について、今後の展望、両者の業務分担に関する可能性を含めて示してほしい。

鳥取・星野代議員 昨年の総会では、栄養士と管理栄養士の業務がそれぞれ区分していく方向で話を聞いていたが、今回示された「栄養士・管理栄養士の将来像」では、栄養士・管理栄養士が実際にどのようになっていくかわかりづらい。具体的に説明してほしい。

小松会長 この総会場で、このような議論ができることをとてもうれしく思っている。①管理栄養士・栄養士の呼称、②管理栄養士・栄養士の業務区分、③業務独占、④管理栄養士法の制定について、⑤栄養士法の改正について、⑥栄養の指導について、回答する。

①呼称の順番であるが、今まで日本栄養士会としては、管理栄養士・栄養士としていたが、講演の際は、試行として栄養士・管理栄養士とした。常任理事会などで、栄養士法の解釈の問題で、栄養士・管理栄養士の方が筋が通っているのではないかという判断である。今後議論を深め、決定をしていきたいと考えている。②業務区分であるが、かなり詳細な区分も検討してきたが、その区分通り行うことは、現実の業務では困難である。また、診療報酬などの諸制度では、高度な専門性を必要とされる管理栄養士の業務は分けられ、明示されるようになってきた。このような管理栄養士の業務を徹底して拡大していきたいと考えている。管理栄養士業務は特出しされつつあり、栄養士との区分は明確になりつつある。むしろ、管理栄養士・栄養士が一体となり、他職種からの業務の浸食を防ぐことに努力を注ぐべきである。業務拡大に向けて、積極的な姿勢が大切。③業務独占を果たすために、専門職として、栄養の指導を確固たるものにする必要がある。信頼できる栄養の指導が実施されるようにならないと業務独占は不可能である。なぜなら、業務独占は、国民の皆様に不利益が生じることを防ぐために設けるものだからである。免許を持つ者にしてもらわないと危険であると判断されれば、業務独占が実現できる状況が生まれてくる。その様な環境整備をするために、何をすべきかについて、将来像でも提示している。また、業務の実質的な独占状態を作り上げていきたい。業務独占という文言を使わずとも、独占性の強い業務を徹底的に拡大していく。管理栄養士・栄養士しかできない固有業務として確立していくことが大切である。また、国民の皆様に管理栄養士・栄養士の業務を知っていただくために、外部への情報発信を強化する必要もある。ホームページ、日本栄養士会雑誌をはじめとした基本的な情報発信ツールの発信力を高めていきたいと考える。④管理栄養士法の制定についてであるが、管理栄養士は栄養士法が根拠となっている。管理栄養士を栄養士から切り離すことは、現在の管理栄養士の法的根拠を失う危険性がある。また、新制度への移行期間を設けることとなった場合、現行の管理栄養士、栄養士と新管理栄養士の3つの免許が混在することとなり、混乱を招きかねない。まずは、専門職としての実体を強化することが最優先課題であると考えている。その実体を法的に強化するための栄養士法の改正が必要であると考えている。⑤栄養士法の改正であるが、現在、常任理事会・理事会においてその方向性について議論を重ねている。医師法や薬剤師法などの他の医療職種の法律を参考にどのように法改正をすべきか、できる限り早く示したい。5年程度を目途に、多角的に何をなすべきかを含めて検討している。

専門職として、我々が職業倫理に基づいた行動をとる努力をする必要がある。⑥栄養士法に定められた「栄養の指導」についてであるが、法律上「栄養の指導」としているが、栄養の指導を業とする管理栄養士・栄養士が今回定義を決めている。定義が定着すれば、おのずと適切な英訳もできるのではないかと考える。

群馬・笠原代議員 これだけの栄養士養成施設があるにもかかわらず、管理栄養士・栄養士の働き先は以前と変わらないという事実がある。就職先の確保についても、積極的に取り組んでほしい。

愛知・佐々代議員 人に対して行うものは、「指導」ではなく「教育」であると思うので、医療職ではなくて、教育職の方が業務エリアが拡大するのではないかと考えるがいかがか。

小松会長 文言については、国際的視点に基づいて、検討を進めて行く。教育養成の中で、それぞれの特性を生かした教育をしていくべきだと考えている。就職先についてであるが、新卒の募集が少なく養成施設は多くあるので、いわゆる需給調査なども行い、需給調整の考え方を確立し、就職先の確保の努力をしていくことが当然であると考え。また、教育職という話が出ているが、全て代謝に対する介入、栄養の営みに対する介入という意味で、「栄養の指導」を当てはめている。Educationは一つの形態である。医療分野の医療職としているわけではなく、毎日の栄養の営みに対し望ましい介入をすることを「栄養の指導」と定義していることを理解してほしい。

大阪・藤原代議員 このまま行くと、管理栄養士も栄養士もエビデンスを持たないために、共倒れしてしまうのではないかと危機感を共通して持たなければならないと思う。学会あるいは日本栄養士会として、大規模な研究をしてほしい。

木戸学術研究事業部長 日本では栄養は大切だと言われているが、「栄養学」は認められておらず、農学・医学・家政学の一部とされている。アメリカ栄養士会は名称をAcademy of Nutrition and Dieteticsと変更した。また、ボストンでは、栄養学を中心として薬学、解剖学、分子栄養学などの6団体が集まり、栄養学がコアとなり学会が開催された。できるだけ早く、「栄養学」を日本で確立させることを目標としている。

東京・渡木代議員 定款施行規則第26条に、「会員は、あらかじめ理事会の許可を得たときに限り、理事会を傍聴することができる」とあるが、栄養士法の改正を見据えているのであれば、日本栄養士連盟が有効な活動をするために理事会に参加させてほしい。

迫専務理事 公益社団法人の活動と連盟の活動を、明確に区別をする中での決定事項である。ただし、連盟

との共同歩調をとっていくため連絡協議会を開くこととしているが、より頻繁な開催の必要性は想定できる。

岐阜・堀代議員 栄養士養成施設卒業生の就職先、食の外部化も踏まえた今後の戦略も意識して、検討を重ねてほしい。

群馬・黒岩代議員 業務独占を持たない職は、対象とならない事象もある。業務独占は難しいのはわかるが、実現してほしい。また、日本栄養士連盟が活動しやすいように、会議での意見・情報交換の他、意見などを言ってほしい。

福島・鈴木代議員 ある町村で、栄養士の退職後、その職位に新任の保健師が採用になった。栄養士でなくて保健師でいいのか。業務独占も踏まえた、領域の拡大をお願いする。

協議「管理栄養士・栄養士倫理綱領について」

奈良・福原代議員 管理栄養士・栄養士の将来像について、職業倫理を全ての会員に伝える機会はなかなかない。研修会でも、参加者募集に大変苦労する中では、会員への周知は無理だと思われる。養成校において、学生に講義をすれば、もう少し職業意識も高くなると考える。

木戸学術研究事業部長 職業倫理であるが、研修会で使用するPPTスライドを作成中である。また、栄養士養成校での職業倫理導入教育の教科書を、日本栄養改善学会で作成した。栄養士がいないと困ると言われるようになるよう、研究教育事業部とも連携していきたい。また、あるべき栄養士像を練り上げる作業をし、あるべき栄養士像の実践と実社会の共存を考えて行く。皆様には、倫理綱領の採決のため、意見をいただきたい。

愛知・藤野代議員 倫理綱領の案には、「…科学的根拠に裏づけられ、かつ高度な技術をもって行う「栄養の指導」を実践し…」とあるが、これは、管理栄養士・栄養士も一つになっているが、その違いはないのだろうか。業務独占の整合性をかくのではないかと思うがいかがか。

木戸学術研究事業部長 管理栄養士・栄養士はどこが違うのかについても考えていただきたい。質的保証ができていないのかについても考えなければならない。管理栄養士・栄養士にかかわらず、業務独占を取るための大前提として、新しい知見に対する努力を怠ることなく、科学的根拠に裏づけられ、かつ高度な技術をもって、「栄養の指導」を行うことを公言する必要があると考えている。

医療事業部

第33回食事療法学会開催のご案内 —長崎市・長崎ブリックホールにて開催—

開催期間：平成26年3月8日（土）・9日（日）
会 場：長崎市・長崎ブリックホール
テ ー マ：西洋医学発祥の地 長崎から
—栄養士が発信する食とところ—

いたるところに西洋医学発祥の地としての歴史が残されている長崎で、このたび、初めて食事療法学会を開催することになりました。オランダ人医師ポンペにより設立された医学伝習所には「小島養生所」が附置され、日本で最初の近代的病院となりました。“医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のものではなく、病める人のものである。もしそれを好まぬなら、他の職を選ぶがよい。”これは、ポンペが日本滞在中に残した言葉ですが、情熱と使命感を持って医療の現場に向き合っている管理栄養士・栄養士にも相通ずるものがあるのではないかと思います。治療の一環として「患者の栄養管理」が疾患の治癒、重症化予防に重要であることが認められるようになったことも、情熱と確かな技術で医療の厳しい現場での問題を解決された、諸先輩方のご努力があったのことで考えます。

そこで、第33回食事療法学会のテーマを「西洋医学発祥の地 長崎から—栄養士が発信する食とところ—」としました。これからの医療現場では、病院完結型医療から地域完結型医療への転換が進み、管理栄養士・栄養士は入院中の栄養管理にとどまらず、患者の退院後の在宅での日常生活における栄養管理までと広がってくることでしょう。地域における栄養管理には、福祉施設や行政、また他職種との連携は不可欠です。このような時期だからこそ、病院管理栄養士・栄養士の「栄養・食」の専門性を以て栄養管理に従事するため、知識の積み上げとその専門性を活用する方法をディスカッションする学会を目指したいと、長崎県では委員会を立ち上げ準備を進めてきました。

基調講演・学術講演・教育講演では、病院管理栄養士・栄養士に必要な知識を得ることができます。文化講演をお願いしたブライアン パークガフニ先生はカナダのご出身ですが、1972年ヨーロッパ・インドなどを経て来日され、1973年臨済宗入門得度、京都の妙心寺で9年間禅の修行後、1982年より長崎市に在住されておられま

す。長崎に住んでいる者より長崎をご存知の方かと思えます。そこで今回は、日本の外から、長崎における西洋医学の発展についてお話をお聞きできるかと思います。

●プログラム●

<1日目>

基調講演 母乳と「HTLV-1感染」

長崎大学学長 片峰 茂

文化講演 「長崎居留地と西洋医学の発展」

長崎総合科学大学環境・建築学部人間環境学
教授 ブライアン パークガフニ

学術講演 「慢性腎臓病重症化予防の実際と管理栄養士への期待」

筑波大学医学医療系腎臓内科学教授 山縣 邦弘

シンポジウム 「病院栄養士に必要なキャリア支援（仮）」

<2日目>

一般演題発表

教育講演 「糖尿病の食事療法を見直す～当院における食事指導の実際～」

医療法人南昌江内科クリニック院長 南 昌江

情報提供 「食事療法における管理栄養士の役割と関連施策」

厚生労働省担当官

両日のランチョンセミナーでは、長崎ならではの料理や食材を盛り込んだお弁当を検討しております。長崎の食文化は、日本の和食と外来の食文化である華僑が広めていった中華料理やオランダ（阿蘭陀）料理を融合した「和・華・蘭（わからん）料理」とも言われています。「卓袱料理」なども独特のものと思います。懇親会では港がみえる場所で、長崎らしい“おもてなし”を予定しておりますので、ぜひ多くの会員にご参加いただきたいと思います。なお、プログラム詳細および事前参加登録につきましては、11月1日より第33回食事療法学会ホームページにて事前参加登録を受付けています。

www.nagasaki-eyoushikai.or.jp/syokuji33/

事務局一同、充実した会になるよう鋭意準備に励んでおります。多くのご参加をお待ちしております。

（第33回食事療法学会学会長 篠崎彰子）

平成25年度全国勤労者支援栄養士 ネットワーク研修会開催される!!

平成25年度全国勤労者支援栄養士ネットワーク研修会を下記の要領で開催いたしましたので、ご報告いたします。

■概要

日 時 平成25年9月11日(水) 10:00～12:00

場 所 神戸国際会議場 5階

内 容 1) 岸本企画運営委員長開会挨拶
2) 平成25年度事業報告について
3) グループディスカッション
「勤労者支援の魅力ある活動のために」
4) 発表およびまとめ

参加者 15名(ブロック代表10名と運営委員5名) 敬称略順不同【青森県:酒井亨、福島県:木下麻美、石川県:下村比呂美、山梨県:大柴由紀、岐阜県:鈴木純恵、愛知県:小川まゆみ、和歌山県:湯川亘、岡山県:本多佳代、高知県:高橋立、宮崎県:尾畑美香子 以上代表者/岸本、國分、石山、佐藤(愛)、狩野以上運営委員】

■開会あいさつ(岸本稚清企画運営委員長)

勤労者支援事業部は、会員数も少なく多くの職種で構成されており、活発な活動が難しい部分もありますが、働き盛りの人々の栄養健康状態改善に貢献することは意義深く、多方面からの期待も高まっています。

こうした背景を踏まえ、本日の会議をはじめとして会の魅力ある活動をどのように進めて行ったら良いか大いに議論しましょう。

■グループディスカッション発表

[A班] ◎大柴・下村・鈴木・小川・國分・佐藤・湯川・岐阜、愛知は県との連携が比較的うまくいっている。

- ・勤労者支援単独では活動しにくい部分が補完されている。
- ・会員増のための工夫をしている。
- ・ホームページの充実、情報共有を希望している。
- ・メタボ予防は勤労者世代そのもの、もっと勤労者支援の組織が注目されても良いと思う。

[B班] ◎尾畑・高橋・酒井・本多・岸本・石山・狩野

- ・地方は会員数も少なく、距離的にも離れているので交通費などの負担が大きく活動の妨げになっている。

- ・会員の積極的参加は少なく開催多頻度、ボランティア活動などは難しい。
- ・研修は県と一緒にいき、参加促進のために日頃から会員同士良い関係を作っている。
- ・「ネットワークだより」はインターネット上のものかと期待したが、そうではなくて残念。今後もっとITを活用してほしい。
- ・勤労者支援事業部会員のメーリングリストを作成してはどうか。
- ・この研修会内容もネット上で流してはどうか。
- ・今日を契機に都道府県を越えた交流を代表者間で始めませんか。

■グループディスカッション発表総括(佐藤愛香委員)

- ・ペーパーで発送を予定していた「ネットワークだより」は勤労者支援事業部ホームページに公開する。
- ・組織間(日栄⇄都道府県⇄勤労者支援事業部⇄会員)の関係性を深めるよう努力していきたい。
- ・メーリングリストを作成する前に、本日参加者を中心に管下への情報共有が図れる流れを作っていきたい。
- ・ホームページで推進者、協力者を募集する。

■まとめ(岸本稚清企画運営委員長)

少人数ではありましたが、それだけに大変有意義な意見交換ができたと思います。本日出された意見を尊重し、決められたことは実行に移すよう努めてまいります。社会の期待に応えられる組織となるよう、魅力的な活動を模索し、益々の発展に皆で協力し合いましょう。引き続き宜しくお願いいたします。

(勤労者支援事業部企画運営委員 狩野恵美子)



(写真: 前向きな意見交換が行われました)

“いざ!”という災害時に、 食で命を守れる専門職を育てるために!

卒前教育で災害栄養をしっかりと学ぼう

東日本大震災では、初めての組織的な管理栄養士・栄養士の災害派遣が行われました。その他の医療職種と比べて、管理栄養士・栄養士は、さまざまな多領域で活躍しており、専門性も多岐にわたり、ありとあらゆる場面で実力を発揮できることがわかりました。その後、我々の強みや弱みをもとに日本栄養士会では災害への対策として、さまざまな取り組みを行っています。JDA-DAT(災害支援チーム)は、大規模な震災が発生した場合に、迅速に支援を行うための専門的知識と技術を持った管理栄養士・栄養士として日本栄養士会が立ち上げたチームです。今後の食・栄養に関する災害支援の大きな柱として重要な位置付けとなっています。

しかし、災害時の支援者・派遣者を養成することには、大きな課題が残っています。卒業してから、災害栄養について学ぶだけでは【いざ!】という時に対応できず、意識を高めることも困難です。そこで、研究教育事業部では、学生時代から災害栄養を学ぶことの重要性に重点を置き、養成校の教員を対象として、教育のポイント、学生の興味を引く教育法などについて普及啓発する取り組みを始めました。災害栄養の分野は、研究成果も少なく、教育ツールも不足しています。現在、JDA-DATエビデンスチームが取り組んでいる教育者を支援するツール開発(DVDなど)にも、協力しています。

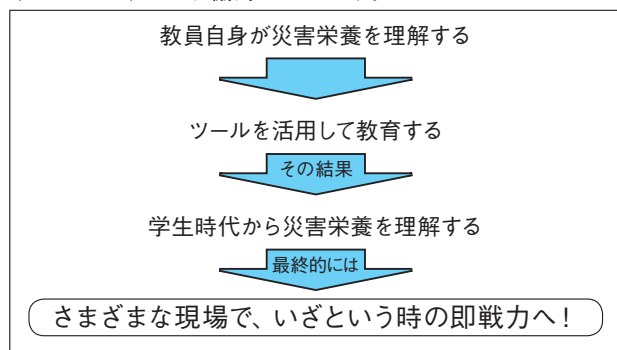


図1. 災害栄養を普及させるためのスキーム

今年度の全国研修会では、災害栄養についてより深く学ぶ機会を設けました。専門職としての今後の方向性や、職業倫理を理解した上で、災害栄養を学べる流れになっています。カードゲームを利用した災害栄養の演習も含め、即実践できる内容です。

災害支援において、我々のように多領域で活動している職種は多くありません。これを強みとして、種々の現場でいざという時の即戦力養成に1歩踏み出しましょう!

平成25年度全国研究教育栄養士研修会のご案内

期 間 平成26年3月1日(土) 10:00 ~ 18:40

会 場 奈良市・奈良女子大学

テーマ 「管理栄養士・栄養士養成システムの充実と科学的根拠の蓄積」

基調講演「管理栄養士・栄養士養成に関する今後の方向性について」

(公社)日本栄養士会会長 小松龍史

特別講演「職業倫理と栄養士活動について」

(公社)日本栄養士会学術研究事業部長 木戸康博

ワークショップ「災害栄養における管理栄養士・栄養士養成の役割について」

・災害支援における管理栄養士・栄養士の課題

(独)国立健康・栄養研究所栄養疫学研究部
食事摂取基準研究室長 笠岡(坪山) 宣代

・日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)の概要、養成の方向性

(公社)日本栄養士会栄養ケア・ステーション
事業部長 下浦佳之

・養成校での卒前教育の必要性

お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科
准教授 須藤紀子

・グループワーク(カードゲーム)

(旧)研究運営部会報告

総合討論

平成25年度研究教育事業部全国リーダー研修会のご案内

期 間 平成26年3月2日(日) 9:20 ~ 12:30

会 場 奈良市・奈良女子大学

テーマ 「研究マインドを有する学生の養成について」



イラスト: 瀧沢あす香

図2. カードゲームを用いた災害栄養トレーニング

(研究教育事業部企画運営副委員長 笠岡(坪山) 宣代)

新たな行政栄養士業務指針のねらいと健康・栄養施策の推進

公衆衛生事業部は都道府県、特別区、市町村で公衆栄養業務に従事している栄養士で構成しています。これから行政栄養士業務の方向性を示す「行政栄養士業務指針」が平成25年3月末に通知されました。

◆地域の栄養改善について、成果を上げるために

前回の「礎」事業部のページでも梶委員長からご紹介いただきましたが、今回の指針の改正点は、

- ・健康日本21（第二次）の着実な推進のための方向性
- ・限られた人員で成果を出すための組織体制の整備や課題の明確化・PDCAサイクルに基づく施策の推進
- ・自治体の配置実状に応じた柱立ての変更（都道府県・保健所設置市（区）・市町村）
- ・基本指針の理解を深めるための参考資料の作成となっています。

◆行政栄養士の業務指針を実践するための資料集

中でも今回初めて作成された資料集は、手にした行政栄養士が自らの地域社会・食・身体をどうみたらよいか、その視点を学び実践できるように、ワークシート形式にとりまとめられています。これは昨年6月から開催されている国立保健医療科学院での研修教材としてすでに活用されていますが、日本栄養士会の会員へ向けいち早くご紹介をいただきました。

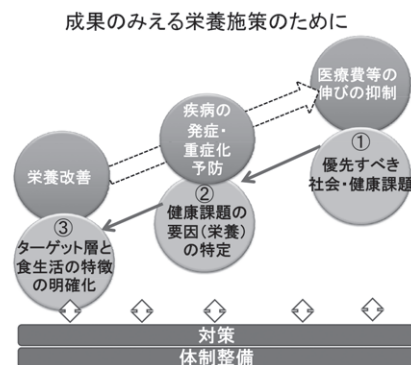
◆会員へ向けた研修会がはじまっています

平成25年度新設された厚生労働省健康局がん対策・健康指導課栄養指導室河野美穂室長より、平成25年4月早々に「全国行政栄養士育成のための全国リーダー研修会」において講演をいただきました。

冒頭から「リーダーとは？ 施策の最終目標は？」と会場の参加者に直接問いかけられ、熱い「本気」に身が引き締まる思いでした。

次の8月末には公衆衛生職域事業部全国研修会を開催し、厚生労働省の芳賀室長補佐、保健医療科学院の石川みどり先生、新潟県立大学の村山伸子先生から2日間にわたり「施策の成果を最大に得るための課題分析プロセス」とその事例について講義とグループ演習で学びました。

図の①優先すべき社会・健康課題には、高齢社会による医療費の高騰・その原因になる疾患（がん・心疾患・糖尿病性腎症）などがあり、②健康課題の要因（栄養）の特定には、例えば塩分・脂質の過多があります。ここま



国立保健医療科学院「健康日本21（第二次）推進のための栄養・食生活の施策の企画・調整に関する研修」（2013）

での研究は進んでおり多くのエビデンスがありますが、次の③ターゲット層と食生活の特徴の明確化は、まだ研究途上でありまさに私たち栄養士がデータを蓄積してエビデンスを作っていく必要があるのです。これまでの業務に整理された視点を加えることで、新たな気づきを得た参加者も多く、終了後のアンケートからも「自分のすべきことがわかった」などの声が多く寄せられ、次につながる研修となりました。

◆皆の力を合わせて前に進もう

9月に開催された全国栄養士大会では、厚生労働省の芳賀室長補佐より多くの会員に向けて「健康日本21（第二次）の概要」の講演をいただき、続いてのシンポジウムでは全ての栄養士が共通の「健康寿命の延伸」という目標に向かうための熱心な意見交換が行われました。

これら限られた研修の機会ですが、大勢の会員の皆さんに参加いただけるよう、企画運営委員一同さらにがんばっていきたいと思っています。また、研修に参加された皆さんはぜひ職場や周囲の栄養士と伝達し合い、ともに学び広げていただきたいと希望しています。

最後に、平成25年度も公衆衛生事業部では活動事例の収集を実施しました。テーマは「・生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底のための取り組み・社会生活を自律的に営むために必要な機能の維持および向上のための施策の推進・食を通じた社会環境の整備の推進」です。これらは皆、行政栄養士の業務指針から選んでいます。

全国にいる多くの自治体の栄養士の智慧を共有して、住民の健康のためにさらに前に進みましょう。

（公衆衛生事業部企画運営委員 金井真弓）

平成25年度全国リーダー研修会・ 第31回公衆栄養活動研究会開催のご案内 関東甲信越地区別グループ研修会の報告

平成25年度全国リーダー研修会・第31回公衆栄養活動研究会開催のご案内

平成25年度全国リーダー研修会・第31回公衆栄養活動研究会が、平成26年2月7日（金）・8日（土）に、神奈川県・横浜市健康福祉総合センターにおいて開催されます。

今年度の全国リーダー研修会のテーマは、「今、地域活動栄養士に求められるもの」です。（公社）日本栄養士会小松龍史会長の基調講演に続いて、各都道府県リーダーや参加者の皆さんの思いやご意見を交換していただく予定です。栄養士の公益社団法人への移行によって、会の運営システムなどが大きく変わり、「何だか自分達の会ではなくなってしまったような気がする」という声も聞かれ、会員数の減少にも危機感が募ります。そのような中、今、私たち地域活動栄養士に求められているもの、そして、私たちが目指すものは何か、全会員、そして、管理栄養士・栄養士という資格を持ったものが一丸となって取り組んでいかなければならないことは何か、皆さんで話し合い、確認し合って前進していくことを願っています。是非、その輪に加わってください。

そして、第31回公衆栄養活動研究会は、例年通り、会員の事例発表と講演2題を予定しています。料理研究家・管理栄養士の村上祥子先生のご講演は、パワフルな活力とともに、日々の暮らしにも直結する知恵を教えてくださいただけるものと期待しています。杏林大学大学院医学研究科教授の石田均先生からは、「日本人のための糖尿病食事療法―「食品交換表」の改訂とその新たな方向性―」についてのご講演をいただきます。さまざまな場面で糖尿病の食事指導に関わる機会の多い地域活動栄養士にとって、有意義な時間になることと期待しています。

会場となる横浜市は首都に隣接した歴史ある港町。研修会場は地元神奈川県栄養士会地域活動事業部の皆さんのご協力でお手配をしていただきました。そして夕食を兼ねた意見交換会の会場は、近くのホテル12階にある東天紅。おいしい中華料理を味わいながら情報交換をしていただく予定です。

今回は、交通至便で宿泊施設も多い地であることから、参加者の皆さんにはそれぞれに交通手段と宿泊の手配をしていただくことにしました。経済的にも早期のお手配をおすすめいたします。

横浜でお会いしましょう。お待ちしております！

関東甲信越地区別グループ研修会 in 那須の報告

ようやく秋らしさの感じられるようになった9月24日、那須高原のリゾートホテルにパワフルな声が響き、36名の関東甲信越地区会員が集っての地区別研修会が開催されました。当地区での研修会は、毎年テーマに沿った各県会員の活動事例発表をメインに、互いに意見や情報を交換し、日頃の栄養士活動のための財産形成と親交を深めることを目的としています。当日は開催地県の栃木県栄養士会 久保 泉会長もご臨席くださり、少人数だからこそ参加者の発言も多く、内容の濃い、充実の研修会となりました。

今年度のテーマは「他業種と連携する管理栄養士・栄養士の活動」でした。「ホテル業務における管理栄養士と他業種と連携」「ミニドックから栄養相談まで」「行政との協働による地域における食育事業」、「地域包括と連携した高齢者の栄養サポート」「スーパーマーケットでの健康・栄養相談実施報告」そして「地元の地域活動栄養士の活動実態調査報告」と多彩な内容の発表がありました。

ホテルにおける管理栄養士業務についての情報は、ほとんどの参加者にとって初めての経験で、お客様のアレルギー対応から社員教育にまで及ぶ幅の広さや、「仕事のチャンスは、その人の日頃の思いとアンテナがカギ」など、興味深く伺いました。

また、この地区別グループ研修会は、毎年地区内の県持ち回りで開催し、折角の機会をより有効に活かしたいと、研修会当日の夜は宿泊付きの情報交換会、翌日は工場や施設見学などを組み込んで実施しています。そのために開催地の会員の皆さまには準備などで大変お世話になり、ご負担をおかけすることになります。しかし、それ故に会員同士の連携は強化され、「地元開催」ということで、日頃の研修会には参加できないが、この機会には、と出席していただける大先輩方もあります。日頃頑張っている自分への、年一回のご褒美と、高額になる交通費や宿泊費をいわずに研修会に参加してくださることを嬉しく思っています。

今回宿泊した「ホテルエピーナール那須」は雄大な那須連山が遠望できる那須高原の大規模リゾートホテルでした。当日は生憎の雨模様で、ゆっくりと周辺の散策ができなかったのは残念でした。

また、近くのカゴメ（株）那須工場の見学も、最新情報をいただき充実した見学会になりました。

（地域活動事業部企画運営委員 浜岡一美）

都道府県栄養士会会長に聞く!!



新体制の一年目に想う

(公社)群馬県栄養士会
細野勝美 会長

平成25年4月1日に公益社団法人に移行し、新しい組織体制で再スタートしました。その基本体制は7つの職域事業部となりました。移行前には、12の地域栄養士会の会則に支部兼務条項があり支部としても活動していましたが、条項を削除し組織上の支部をなくしました。従って、会の活動基盤は職域事業部が中心です。支部機能を除いた各地域栄養士会は、本会の事業を委託する協力団体として連携を密にします。新しい事業としては、特定費用に基づく県民対象の「栄養・健康フォーラム(講演会)」を10年間にわたって開催します。また、県内の各地域における公益事業は、主に各地域栄養士会への委託事業として計画して行く方針です。本県の保健所栄養士は、平成11年度に県の組織改編で4保健所(保健福祉事務所)に集約配置となっていました。改善を要望し平成24年度から各所配置に戻りました。なお、平成21年度から前橋市保健所、平成23

年度から高崎市保健所が中核市の保健所として誕生しました。現在10の県保健所と2つの市保健所で推進しています。栄養士数は、管轄業務に差はありますが、2カ所だけの市保健所が県の2倍近く配置されているので、充実度に格差を感じています。

会員の新しい知識・技術の研鑽機会である生涯学習の受講者は、5年前の約300名から平成25年度では200名を下回り、減少傾向が続いています。管理栄養士・栄養士が最新の知識・技術で栄養業務に取り組むことを基本に考えて、研修意欲の高揚を望みます。本会の無料職業紹介所は、平成25年11月末で更新の時期を迎え手続きを済ませましたが、これまでほとんど実績があるとは言えず、この機会に会員への周知と活用に努めたいと考えています。公益社団法人の移行により、会員の社会貢献に対する意識が広がることを期待しているところです。



健康長寿日本一、静岡県民の食を守る

(公社)静岡県栄養士会
坪井 厚 会長

平成24年、静岡県は「健康長寿日本一」を宣言いたしました。「健康長寿県」とは、高齢者に要介護者や寝たきりの方が少ない県ということです。当県は温暖な気候に恵まれ、富士山・南アルプス・天城山の伏流水が育む美味しい食材と、駿河湾が生む海の幸が豊富です。なんと日本一が247個(自然13個、暮らし50個、産業147個、文化・観光37個)もあります。さらに、今年度「第1回健康寿命をのばそう!アワード」において、本県の「健康長寿日本一に向けた“ふじのくに”の挑戦」が「厚生労働大臣最優秀賞」を受賞しました。選考にあたっては県市町が連携して取り組む健康づくり「ふじ33プログラム」・介護予防政策などの具体的な取り組みが認められたからだと思います。会員の多くが、これらの事業に積極的に参加し、県主催はもちろんのこと各市町の開催する「健康まつり」への参加、栄養CSを介し郡市町医師会へ協力、生活習慣病の重症化予防管理栄養士の普及活動、歯科医師会と連携しての在宅要介護者食支援、外食店での栄養成分表示の推進、栄養士が進めるメ

ニューなど、公益性の高い事業を推進しております。また、研修会においても、一般公開講座を増やし、栄養と食の分野に管理栄養士・栄養士の必要性を理解いただける様心がけております。

今日、国民の健康長寿は関連職種間連携にあると言っても過言ではありません。食を介しての健康長寿に関し公益社団法人として我々が行うべき事業は多々あります。その中の一つに、「大規模災害での食と栄養支援」があり、静岡県栄養士会は、災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」に任命され県条例の中に入りました。災害発生時に静栄DATが行う食支援は、①炊き出し支援②救援物資の食仕分け支援③特種栄養食品のピンポイント支援④被災地での栄養食事指導です。いつ起こるか解らない大災害に備え、日栄を軸とし多県との連携を深めることで、全国の管理栄養士・栄養士が一つになることを切望いたします。



(公社) 兵庫県栄養士会での取り組み

(公社) 兵庫県栄養士会
榊 由美子 会長

兵庫県栄養士会は昭和59年に社団法人として許可をいただき、平成25年で30周年を迎えることができました。

平成24年4月には、(公社) 兵庫県栄養士会として認可され、公益社団法人としてスタートさせていただきました。これも、諸先輩の皆様が盤石なる礎を築いてくださったお陰だと思っております。心より御礼申し上げます。

本会は、この変動の激しい社会のニーズに対応し、健康寿命の延伸、生活習慣病などの疾病の重症化予防、食の安全安心といったさまざまな課題に取り組んでいます。

現在の活動として、①栄養ケア・ステーション事業：特定保健指導、日赤血液センターでの栄養食事相談、食育推進における栄養食事相談事業などへの対応②災害支援活動：阪神・淡路大震災後に発足したV-ネット(学生ボランティア)との連携、また、東日本大震災後のJDA-DAT兵庫スタッフ育成研修への取り組み③栄養改善研究発表会：管理栄養士・栄養士をはじめ各種関係団体会員、養成施設教員、学生などの研究を県民に広め、

食生活に役立てることを目的に毎年開催。平素の業務の中から課題を発見し、研究・まとめを行うことで、管理栄養士・栄養士などの資質の向上を目指す④兵庫県医療職団体協議会(看護協会・放射線技師会・臨床検査技師会・臨床工学士会・歯科衛生士会・栄養士会)：兵庫県下の医療職団体との相互理解と連携を図り、各職域団体の学術技能の研鑽および資質の向上や健康危機の有事に備えるとともに、保健・医療・福祉・教育に寄与することを目的とした活動などを行っています。

新たな取り組みでは、①栄養ケア・ステーションがまちの保健室・訪問看護ステーションと連携し、地域密着型の栄養食事相談の開始②「食と健康の祭典」の開催③「災害時の健康・栄養を考えるシンポジウム」の開催予定などが挙げられます。

栄養・食生活の分野において、胎児期から高齢期に至るまでライフスタイルに応じた食育の推進、健全な食生活の形成、疾病予防および治療の発展による公衆衛生の向上に寄与し、県民の健康な食生活の推進役として活動していきたいと思っております。



地域特性と栄養士会

(公社) 長崎県栄養士会
吉田共栄 会長

長崎県はかつて海外から唯一の開かれた窓として栄えた歴史を以っての観光都市の姿と同時に日本一離島の多い県でもあります。長崎県栄養士会は11支部を置いています。そのうち4支部が離島のため、研修会や総会参加には交通費のみならず宿泊費が必要になります。これに配慮して一度に多くの研修を受講可能にするためのプログラムを設定しています。本会が約1,100名の会員数を確保できているのは、年3回の会主催の研修会運営や会発行の機関誌編集を支部の回り持ちにし、また健康づくりや疾病の重症化予防イベントなど地域での公益活動に支部会員がともに汗を流し、会員同志の顔が見える活動に負うところが大きいと言えます。しかし、平成24年4月から公益社団法人としてスタートするに際し支部事業・会計を県栄養士会に一本化したことで支部活動の活性化が削がれているとの声が聞こえてくるようになりました。この声への対応策の一助として新しい生涯教育制度の導入を機に各地域で生涯教育単位が取得できる機会を多くするための準備を進めています。

有床診療所入院算定における管理栄養士配置義務化に関して昨年は県有床診療所協議会や保険医協会の先生方と数回話し合いの機会を持ちました。私はかつて県職員として県下各地域で勤務・生活をして、地域において有床診療所の果たす役割の重要性を体感して参りました。しかし離島・過疎地において栄養ケア・ステーション登録管理栄養士は限りなく0に近く偏在が如実です。県下どこに住んでいる方に対しても栄養指導ができる体制をつくりQOLの向上に寄与できるよう、離島・過疎地へ管理栄養士を派遣するシステムの構築を図っています。

課題を多く抱えた会運営ですが、現在のところ平成26年、長崎県で開催される国民体育大会に参加される選手や監督などの標準献立を本会が県の委託で冊子にした「がんばらんば長崎流おもてなしレシピ集」の普及促進をはじめ国体機運の醸成の一翼を担った活動の推進とともに、この3月長崎市で開催される第33回食事療法学会の成功に向けた取り組みに力を注いでいるところです。多くの方のご来県を願っています。

ご利用者様の笑顔のために



会員の声

社会福祉法人緑陽会 介護老人保健施設ココン 管理栄養士 小川 宏恵

日々の業務を行う中で、『もっと口から食べたい』『たくさん歩けるようになって、早く自宅へ帰りたい』と、ご利用者様がそれぞれに想いを抱き、リハビリに励む姿を目にします。その想いに寄り添いたいと思いました。

実際、管理栄養士の力だけでは限界があり、他職種の協力は不可欠です。しかし、高齢者に対する栄養ケアの重要性を他職種に十分理解されていないため、思うような結果に繋がりません。この現状を改善するために行ったことは、『栄養状態について正確な評価をし、根拠に基づいた栄養ケアを実践する』『その結果から、他職種に栄養ケアに興味を持ってもらい、協力してもらう』です。最近、少しずつ結果を出せるようになり、ご利用者様のお役に立てるようになってきました。

想いが実現できたとき、少しでも近づけた時のご利用者様の嬉しそうな笑顔は、自分のことのように幸せな気持ちになります。管理栄養士になって5年。まだまだ未熟、日々勉強ですが、ご利用者様の笑顔が私に活力を与えます。

●“会員の声”のコーナーの原稿を募集しています●

ホームページからも投稿できるようになりました。原稿お待ちしております!!

<http://www.dietitian.or.jp/member/contents/form.htm>

平成26年度会費納入のお願い

「日本栄養士会雑誌」や会報「栄養日本・礎」を滞りなくお届けするためには、会費を3月末までに、所属の都道府県栄養士会へ納入していただく必要があります。お忙しいこととは存じますが、ご協力をお願いいたします。

平成26年度 (公社)日本栄養士会会費 6,500円

都道府県栄養士会年会費については、所属の都道府県栄養士会へ直接お問い合わせください。

*会費の領収証発行については、原則として発行せず、銀行・郵便局の振込(為替)受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。

*お知らせいただいている会員情報(姓、現住所、勤務先など)に変更があった場合には、速やかに所属の都道府県栄養士会へご連絡ください。

■日本栄養士会は、会員の皆様のためにさまざまな事業を行っています。

- ・管理栄養士・栄養士の地位・身分の向上のための活動
- ・栄養ケア・マネジメント(医療、介護報酬)、栄養食事指導料、特定保健指導などへの対応
- ・資質の確保・向上のためのさまざまな研修会の開催
- ・「日本栄養士会雑誌」・ホームページなどで管理栄養士・栄養士に関する最新の情報の提供
- ・会員相互の交流、意見交換の機会の設定
- ・栄養業務を行うことで損害賠償を求められた時のために、補償制度を設定

訃報 本年逝去された本会関係者は、磯前 健名誉会員、津田 帆名誉会員、和田 和子名誉会員、廣田 才之名誉会員です。ご冥福をお祈り申し上げます。

編 集 後 記

○新年あけましておめでとうございます。

年頭所感で小松会長が「将来に向けた大きな一歩を踏み出す大事な年である」と書かれています。そこで今回は前号に続き「日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士の将来像」と「新しい生涯教育制度」について掲載しています。

日本栄養士会では、これから5年後、10年後に我々がどうなっていきたいかを思い描きながら、丁寧に検討を重ねています。“人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与していく”という同じ目的に向かって活動しています。今後も栄養の専門職として資

質の向上を図り、協働して「栄養の指導」を行い、社会的にも「栄養の指導」は栄養士・管理栄養士にしかできないと認識されるように努力していく必要はあります。そのためには具体的に何をしていけばよいのかを考え、さらに10年後の将来像を皆様も一緒に描いてみませんか。

そして会員になっていない方にも、ぜひ伝えてください。「これから栄養士・管理栄養士は一丸となって大きな一歩を踏み出します。」と!

(公社)日本栄養士会理事 赤枝いつみ

会報**栄養日本・礎**
Vol.3 - No. 3

発行/平成26年1月1日
発行所/公益社団法人 日本栄養士会
編集責任/公益社団法人 日本栄養士会
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-39
TEL03-3295-5151 FAX03-3295-5165
<http://www.dietitian.or.jp/>
印刷所/日本印刷(株)

会報 栄養日本・礎 Vol.3, No.3